



資料 1 - 1

府食第 633号

平成17年6月24日

食品安全委員会委員長 寺田 雅昭 殿

企画専門調査会座長 富永 祐民



平成16年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

標記について、本年6月16日に開催した企画専門調査会第10回会合において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

平成 1 6 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

平 成 1 7 年 6 月

目 次

1 総 論	1
2 平成16年度における食品安全委員会の取組	
1) 委員会の計画的な運営	2
(1) 食品安全委員会会合の開催	
(2) 企画専門調査会の開催	
(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
(4) 緊急時対応専門調査会の開催	
(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2) 食品健康影響評価の実施	3
(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成	
(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価	
(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価	
① 添加物	
② 農薬	
③ 動物用医薬品	
④ 器具・容器包装	
⑤ 化学物質・汚染物質	
⑥ 微生物・ウイルス	
⑦ プリオン	
⑧ かび毒・自然毒等	
⑨ 遺伝子組換え食品等	
⑩ 新開発食品	
⑪ 肥料・飼料等	
(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
3) リスクコミュニケーションの促進	17
(1) 食品健康影響評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集の実施	
(2) 意見交換会等の開催	
(3) 地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～	
(4) 食品安全モニターを通じた意見の把握等	

(5) 食の安全ダイヤルを通じた対応	
(6) ホームページや広報誌を通じた情報提供	
(7) 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」 の取りまとめ等	
4) 緊急事態への対処の在り方等に関する危害要因別の要綱等の作成・・・	22
(1) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定	
(2) 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の策定	
5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用・・・	25
(1) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析	
(2) 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備	
(3) 情報の収集・活用に関するデータベース化の推進	
6) 食品の安全性の確保に関する調査・・・	26
(1) 食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査	
(2) リスク評価（食品健康影響評価）データ収集調査	
(3) 食品安全実態モニタリング調査	
(4) 食品健康影響評価における危害の解析に関する調査	
(5) リスクコミュニケーションに関する調査	
3 平成16年度における食品安全委員会の運営状況の総括・・・	27
資料1 平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日 食品安全委員会決定）の実施状況について・・・	29
資料2 食品健康影響評価を要請された案件の処理状況・・・	36
資料3 食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況・・・	41
資料4 食品に関するリスクコミュニケーション～日本における牛海綿 状脳症（BSE）対策に関する意見交換会の概要・・・	42
資料5 三府省連携による意見交換会等の実施状況・・・	44
資料6 地方公共団体等との連携による意見交換会等・・・	51
資料7 外国政府機関及び国際機関等への訪問、国際会議等への出席・・・	52
【参考資料】 平成17年度食品安全委員会運営計画（平成17年4月1日 食品安全委員会決定）	

1. 総論

我が国では、国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生、輸入野菜の残留農薬問題等、食品の安全を脅かす事件や、食品流通の広域化、プリオン等の危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況が大きく変化している。特に、国内においてBSEが発生したことをきっかけに、食品の安全に対する国民の関心が高まるとともに、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政が求められることとなった。

こうしたことを背景として平成15年5月に成立した食品安全基本法の下、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政を推進するため、規制や指導等のリスク管理を担当する厚生労働省や農林水産省等の行政機関（リスク管理機関）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施するため、7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置された。平成15年度においては、委員会の業務を適正かつ効率的に推進するための体制の整備に取り組んだ。

委員会が設置されて2年目となる平成16年度の運営については、学識経験者、消費者、食品関連事業者等幅広い専門委員で構成されている企画専門調査会において、委員会の活動に関する年間計画として、平成16年度食品安全委員会運営計画（案）を取りまとめ、国民からの意見・情報の募集を経て、平成16年4月1日の第39回委員会会合において「平成16年度食品安全委員会運営計画」を決定した。この運営計画に基づき、次に掲げる事項を重点事項として食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの促進、緊急事態への対処、食品の安全性の確保に関する情報の収集等に取り組んだ。

- ① 委員会の計画的な運営を図ること
- ② 前年度に引き続き、会議の公開、適切な情報の提供に努めることにより、委員会の運営の透明性を図ること
- ③ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図ること
- ④ 委員会に対する国民の認識の向上を図ること
- ⑤ 委員会による科学的な食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられるというリスク分析手法の考え方について、国民への浸透・定着を図ること

なお、平成16年度食品安全委員会運営計画の実施状況については、資料1のとおりである。

2. 平成16年度における食品安全委員会の取組

1) 委員会の計画的な運営

(1) 食品安全委員会会合の開催

平成16年度において、50回の食品安全委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。

(2) 企画専門調査会の開催

平成16年6月22日に企画専門調査会第7回会合を開催し、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議した。その中で、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」のフォローアップを行うとともに、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第1回）を行い、「食中毒の原因菌であるリステリア」等6件を委員会が自ら評価を行う案件の候補として選定した。「平成15年度食品安全委員会運営状況報告書」については、7月1日の第51回委員会会合において決定された。

また、平成17年1月14日に第8回会合を開催し、食品安全委員会の最近の運営状況の報告及び基本的事項のフォローアップを行うとともに、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第2回）を行った。

さらに、2月18日に第9回会合を開催し、前回に引き続き、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第2回）を行うとともに、平成17年度食品安全委員会運営計画（案）について審議した。「平成17年度食品安全委員会運営計画」については、国民からの意見・情報の募集を行い、3月31日の第88回委員会会合において決定された。

(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成15年度から引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」について、審議・取りまとめを行い、4週間の国民からの意見・情報の募集を経て、平成16年7月1日の第51回委員会会合において決定された。

本報告書において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、8月30日のリスクコミュニケーション専門調査会第10回会合以降、引き続き審議を重ねている。

(4) 緊急時対応専門調査会の開催

平成16年7月14日及び11月5日に緊急時対応専門調査会第6回及び第7回会合を開催し、危害要因別の個別マニュアルについて、危害要因の分

類に関する審議を行った。12月21日の第8回会合以降、食中毒に係る個別マニュアル案の検討を行い、平成17年4月21日の第91回委員会会合において「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」が了承された。

(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、添加物専門調査会（13回）、農薬専門調査会（19回）、動物用医薬品専門調査会（13回※）、器具・容器包装専門調査会（5回）、化学物質専門調査会（1回）、汚染物質専門調査会（6回）、微生物専門調査会（2回）、プリオン専門調査会（15回）、かび毒・自然毒等専門調査会（3回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（14回）、新開発食品専門調査会（14回）、肥料・飼料等専門調査会（1回※）、動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会（3回）の各専門調査会を随時開催した。（※印については、合同専門調査会の回数を除外している。）

2) 食品健康影響評価の実施

(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。平成16年度においては、国民からの意見・情報や専門調査会における審議の結果を踏まえ、遺伝子組換え飼料又は飼料添加物を家畜が摂取することに係る畜産物のヒトへの健康影響評価について「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」を5月6日の第43回委員会会合で決定するとともに、薬剤耐性菌の食品健康影響評価に必要であると考えられる事項を示した「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針」を9月30日の第63回委員会会合で決定した。

また、これまで新開発食品専門調査会で安全性評価を行ってきたところ、いくつかの事例が積み重ねられてきたこと等から、今後より一層の安全性評価の透明性を確保するために「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」を7月21日の新開発食品専門調査会第13回会合で決定した。

(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価

「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策」について、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行う案件としてプリオン専門調査会において審議を進め、平成16年9月9日の第61回委員会会合において「中間とりまとめ」を了承し、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、平成16年度食品安全委員会運営計画において、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、少なくとも6ヶ月ごとに企画専門調査会及び委員会で点検・検討を行うこととされた。

これを受けて、平成16年6月22日に開催された企画専門調査会第7回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について、国内外の関係機関やマスメディア等から収集した情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター等を通じて寄せられた情報・意見を踏まえ検討した結果、6件を候補として挙げた。それらについて、7月15日の第54回委員会会合において審議を行ったところ、「食中毒の原因菌であるリステリア」、「牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール）」及び「放射線照射食品」については、更に詳細な科学的データを収集した上で、委員会で改めて今後の対応を検討することとなり、「Q熱の原因菌」、「食品に含まれるトランス脂肪酸（冠動脈疾患との関係）」及び「アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響」については、国民に正しい情報を提供するため、科学的知見を整理したファクトシートを作成することとなった。

その後、これらについて科学的データの収集やファクトシートの作成作業等を行い、12月16日の第74回委員会会合で審議を行った結果、「リステリアを含む食中毒原因微生物」について、委員会自ら食品健康影響評価を行う案件として決定するとともに、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」の3件のファクトシートを決定し、ホームページに掲載した。

また、平成17年1月14日及び2月18日の第8回及び第9回の企画専門調査会会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について点検・検討したところ、「加工食品中に生成されるフラン」等4件が候補として選定された。その後、3月10日の第85回委員会会合において審議した結果、「加工食品中に生成されるフラン」及び「食品中のクロロプロパノール類」については、情報収集、調査研究を実施し、それらの結果を踏まえ評価の必要性を検討することとなり、「ビタミン類の過剰摂取」及び「塩化ビニル等の合成樹脂を主原料とする容器包装資材（ラップ類）」については、厚生労働省から説明を求めることとなった。

(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価

食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省や農林水産省等から食品健康影響評価に関する意見を要請された案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において審議を行い、審議結果案の取りまとめを行っている。

この審議結果案については、原則として、国民からの意見・情報の募集を

4週間にわたって行い、最終的に食品安全委員会において寄せられた意見・情報を踏まえて審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成16年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする113品目について食品健康影響評価の要請があり、平成15年度に評価に関する意見の要請があったものを含めて80品目について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとに審議の概要を示す。

なお、平成16年度における食品健康影響評価を要請された案件の処理状況については資料2のとおりであり、平成17年3月末までの専門調査会別の処理状況については資料3のとおりである。

① 添加物

平成16年度中に26品目について厚生労働省から食品健康影響評価の要請があり、平成15年度に食品健康影響評価の要請があった31品目を含め、順次、添加物専門調査会において食品健康影響評価に着手しており、このうち15品目については、厚生労働省に評価結果を通知した。

2-エチル-3, (5 or 6) -ジメチルピラジン (香料) 及び2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン (香料) について、平成16年3月3日の添加物専門調査会第5回会合において審議を行った結果、食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価し、グルコン酸亜鉛 (栄養強化) 及びグルコン酸銅 (栄養強化) について許容上限摂取量を設定し、併せて、乳幼児～小児が過剰に亜鉛又は銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであると評価した。また、イソブタノール (香料) について、同月24日の第6回会合において審議を行った結果、食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価した。これら5品目については、国民から意見・情報の募集を行った上で、5月27日の第46回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

アカネ色素 (着色料、既存添加物) については、6月18日に厚生労働大臣から既存添加物の消除に係る食品健康影響評価の要請があり、遺伝毒性及び発がん性に関して提出された資料に基づき、7月2日の第10回会合において審議を行った結果、「腎臓以外の臓器の所見等について、今後とも情報収集が必要であるが、提出された資料からは、遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素についてADIを設定できない」と評価され、同日に臨時開催した第52回委員会会合における審議を経て、厚生労働省に評価結果を通知し、その後国民からの意見・情報の募集を行った。

ステアリン酸カルシウムについて、5月20日の第9回会合において審議を行った結果、ADIを設定する必要はないと評価し、国民からの意見・情報の募集を行った上で、7月29日の第56回委員会会合において審議を行

い、厚生労働省に評価結果を通知した。

プロパノール（香料）について、第6回会合から7月28日の第11回会合にかけて審議を行った結果、食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価され、国民からの意見・情報の募集を行った上で、9月9日の第61回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

亜塩素酸ナトリウム（殺菌料）について、平成15年11月18日の第2回会合及び平成16年9月8日の第12回会合において審議を行った結果、ADIが設定され、国民からの意見・情報の募集を行った上で、11月18日の第70回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

亜酸化窒素（噴射剤）について、平成15年12月17日の第3回会合及び平成16年10月5日の第13回会合において審議を行った結果、特定の加工食品（ホイップクリーム缶）に添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はないと評価され、併せて、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取等、本物質の過剰な摂取には注意が必要と考えるとの意見が付記された。また、イソプロパノール（香料）については、第6回会合から第13回会合にかけて審議を行った結果、食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価された。これら2品目については、国民からの意見・情報の募集を行った上で、12月9日の第73回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

ヒドロキシプロピルセルロースについて、12月22日の第15回会合において審議を行った結果、ADIを設定する必要はないと評価し、国民からの意見・情報の募集を行った上で、平成17年3月10日の第85回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

イソアミルアルコール（香料）、2, 3, 5-トリメチルピラジン（香料）及びアミルアルコール（香料）について、平成17年1月14日の第16回会合において審議を行った結果、食品の着香の目的で使用する場合には安全性に懸念はないと考えられると評価し、広く国民から意見・情報の募集を行った上で、3月17日の第86回委員会会合において審議を行い、厚生労働省に評価結果を通知した。

ナタマイシン（保存料）については、平成16年1月9日の第4回会合から平成17年1月26日の第17回会合にかけて審議を行った結果、ADIが設定され、また、耐性菌出現による医療上の問題を生じる可能性は極めて少ないと考えられると評価され、国民からの意見・情報の募集を開始した。平成17年3月末現在、委員会における審議に向け、準備中である。

このほか、ポリソルベート類（4品目）、ナイシン、アセトアルデヒド及

び加工デンプン（１１品目）については、平成１７年３月末現在審議中である。

② 農薬

個別農薬について、平成１６年度中には、厚生労働省から１９品目について食品中の残留基準の設定・改正に係る食品健康影響評価の要請があった。

平成１６年４月７日に開催された農薬専門調査会第９回会合から平成１７年３月１６日の第２７回会合まで、計１９回にわたる審議を行った。

農薬８品目（ボスカリド、エチプロール、フェンアミドン、シアゾファミド、トルフェンピラド、プロヒドロジャスモン、ビフェナゼート、クロチアニジン）については、平成１６年度中に専門調査会における審議、国民からの意見・情報の募集を経て、委員会において了承され、厚生労働省に食品健康影響評価の結果を通知した（表１）。

また、平成１６年１２月に環境省から、土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直しについて食品健康影響評価の要請があり、第２２回及び第２６回会合において審議を行い、平成１７年３月３１日の第８８回委員会会合に報告し、国民からの意見・情報の募集を開始した。

さらに、平成１７年１月１２日の第２２回会合において、平成１５年度より継続審議中の清涼飲料水中の農薬に関する資料収集状況を報告した。

表１ 農薬専門調査会における食品健康影響評価の結果を通知した案件

案件名	専門調査会	委員会
１ ボスカリド	第９回 平成１６年２月２５日	第４６回 平成１６年５月２０日
２ エチプロール	第１２回 平成１６年６月９日	第５５回 平成１６年７月２２日
３ フェンアミドン	第１８回 平成１６年１０月１３日	第７４回 平成１６年１２月１６日
４ シアゾファミド	第１４回 平成１６年７月２１日	第６８回 平成１６年１１月４日
５ トルフェンピラド	第１４回 平成１６年７月２１日	第６４回 平成１６年１０月７日
６ プロヒドロジャスモン	第１７回 平成１６年９月２２日	第８２回 平成１７年２月１７日
７ ビフェナゼート	第１８回 平成１６年１０月１３日	第７６回 平成１７年１月６日
８ クロチアニジン	第１９回 平成１６年１１月２日	第７９回 平成１７年１月２７日

③ 動物用医薬品

平成16年度において、動物用医薬品専門調査会は、第9回会合から第24回会合まで、計16回にわたる審議を行った。このうち、第10回、第13回及び第16回会合は、肥料・飼料等専門調査会と合同の「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」（以下、「WG」という。）として開催した。

期間中に厚生労働省、農林水産省から食品健康影響評価の要請のあった承認申請に係る案件11件、再審査に係る案件23件、残留基準設定に係る案件2件を審議し、このうち承認申請に係る案件11件、再審査に係る案件11件、残留基準設定に係る案件2件について国民からの意見・情報の募集を行った後、食品安全委員会において、専門調査会における審議結果を了承し、関係各省に回答した。案件名と回答状況は表2のとおりである。また、平成16年9月30日にWGで審議された「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」を公表した。

表2 動物用医薬品専門調査会における食品健康影響評価案件と回答状況について

承認申請に係る案件				
	案件名	専門調査会 ※1	委員会 ※2	状況
1	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤	第9回 (H16.4.27)	第53回 (H16.7.8)	回答済
2	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤2品目	第12回 (H16.6.15)	第56回 (H16.7.29)	回答済
3	鶏伝染性気管支炎生ワクチン	第9回 (H16.4.27)	第49回 (H16.6.17)	回答済
4	豚ポルデテラ感染症精製・豚パストレラ症混合不活化ワクチン	第9回 (H16.4.27)	第49回 (H16.6.17)	回答済
5	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン("京都微研"キヤトルウイン-6)	第14回 (H16.7.22)	第60回 (H16.9.2)	回答済
7	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤	第19回 (H16.10.20)	第73回 (H16.12.9)	回答済
8	鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューンAIV)	第19回 (H16.10.20)	第73回 (H16.12.9)	回答済
9	豚ポルデテラ感染症・豚パストレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン(リニシールドTX4、リニシールドTX4(ゲン))	第19回 (H16.10.20)	第72回 (H16.12.2)	回答済
10	ぶりピブリオ病不活化ワクチン(ノレバックス ビブリオ mono)	第19回 (H16.10.20)	第72回 (H16.12.2)	回答済

承認申請に係る案件				
11	ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン (M/バックイニエ)	第19回 (H16.10.20)	第72回 (H16.12.2)	回答済
再審査に係る案件				
1	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
2	ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチンC)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
3	豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
4	パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキシイド(豚パストツレラトキシイド“化血研”)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
5	鶏コクシジウム感染症(アセルプリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
6	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	第20回 (H16.11.16)		審議中
7	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)	第20回 (H16.11.16)		審議中
8	アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)	第20回 (H16.11.16)		審議中
9	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可分散25%)	第23回 (H17.2.24)		審議中
10	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイノン注射液及びバシット注射液)	第20回 (H16.11.16)		審議中
11	前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
12	ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン2品目)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
13	プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用陰内挿入剤(イージーブリード)	第20回 (H16.11.16)	第76回 (H17.1.6)	回答済
14	フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体(パナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(パナミン注射液5%)	第20回 (H16.11.16)		審議中
15	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン)	第21回 (H16.12.21)	第81回 (H17.2.10)	回答済

再審査に係る案件				
16	牛流行熱・イバキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバキ病混合不活化ワクチン)	第21回 (H16.12.21)	第81回 (H17.2.10)	回答済
17	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)	第21回 (H16.12.21)	第81回 (H17.2.10)	回答済
18	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原薬)及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス - 20、同 - 50、同 - 100))	第21回 (H16.12.21)		審議中
19	ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)	第21回 (H16.12.21)		審議中
20	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原薬)及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100))	第24回 (H17.3.24)		審議中
21	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックスEDS-76、EDS-76オイルワクチン-C及び日生研EDS不活化オイルワクチン)	第24回 (H17.3.24)		審議中
22	ドラメクテンを有効成分とする製造用原体(ドラメクテン)並びに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)	第24回 (H17.3.24)		審議中
23	フロロコール100注射液、フロロコール200注射液	第24回 (H17.3.24)		審議中
残留基準設定に係る案件				
1	塩酸ラクTOPAMIN	第15回 (H16.8.27)	第68回 (H16.11.4)	回答済
2	ピルリマイシン	第22回 (H17.1.18)	第85回 (H17.3.10)	回答済

(注)※1 回数と日付は、審議結果の取りまとめを行った回とその開催日である。また、審議中のものについては、直近の審議を行った回とその開催日である。

※2 回数と日付は、委員会として専門調査会の審議結果を了承した回とその開催日である。

④ 器具・容器包装

平成16年4月13日付で厚生労働省から、化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装について食品健康影響評価の要請があり、5月31日の器具・容器包装専門調査会第3回会合において審議を開始した。8月20日の第4

回会合における審議の結果「米国、ドイツ等の安全性の判断基準に基づき安全性を評価した範囲内では安全性が懸念される結果は認められず、現在のPETと同じ用途内において食品に直接接触する容器包装として使用することは可能」とされた。その後、国民からの意見・情報の募集を経て、9月2日の第60回委員会会合において、専門調査会における審議結果を了承し、厚生労働省に評価結果を通知した。

また、平成16年8月30日付でポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装について食品健康影響評価の要請があり、同年9月28日の第5回会合において審議を開始した。平成17年3月14日の第7回会合における審議の結果「ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質及びそのADIとして、ラクチドについてADIを0.1 mg/kg体重/日と設定することとし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要である」とされた。

⑤ 化学物質・汚染物質

平成15年7月1日付で、厚生労働省から、「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」及び「清涼飲料水の規格基準を改正すること（48物質の規格基準）」について食品健康影響評価の要請があり、10月10日から汚染物質専門調査会において審議を開始した。

このうちカドミウムについては、引き続き担当専門委員による小グループにおいて、評価書案の検討を行った。

また、清涼飲料水48物質の規格基準の改正についても、昨年に引き続き担当専門委員からなる小グループを置き、順次評価をすすめることとし、5月11日の第4回会合において2品目（塩素（残留塩素）及び抱水クロラール）に関する審議を行った。

さらに、平成16年7月23日付で、厚生労働省から、「魚介類等に含まれるメチル水銀」について食品健康影響評価の要請があり、9月14日の第5回会合において、審議を開始した。その後、10月19日、12月14日、平成17年1月31日の各会合で参考人から意見を聴取し、3月3日の第9回会合において、多くの科学的な情報が収集されたとして、今後、座長が評価書案を取りまとめた上で、検討することとされ、平成17年3月末現在審議中である。

平成16年7月29日には、化学物質専門調査会が発足した。

⑥ 微生物・ウイルス

平成15年10月付で、厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった乳児用調製粉乳中のセレウスの規格基準の設定については、平成16年10

月28日の微生物専門調査会第3回会合において審議を行った結果、調製粉乳の規格基準としてセレウスの規格基準を設定する根拠、評価に資するデータの提供を要請するとともに食品微生物基準設定の方向性について、厚生労働省の見解を確認する必要があるという結論に達し、その見解を得てから更に議論を進めることになった。12月24日及び平成17年3月7日に厚生労働省からの回答を得て、3月9日の第4回会合において議論を行った。その結果、①調製粉乳中のセレウスと乳幼児のセレウス症との因果関係は確認できず、調製粉乳中のセレウスを原因として乳幼児がセレウス症に罹患する食品健康影響（リスク）は極めて低いと考えられる、②国内における調製粉乳中のセレウスの汚染実態は厚生労働省が提案した基準値より低いため、基準値設定が①のリスクに影響を及ぼすとは考えにくい、③一方、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要である、との結論に達した。

また、微生物・ウイルス合同専門調査会における今後の議題である「微生物の定量的リスク評価のガイドラインの策定」について有識者を招き、「微生物規格基準設定の考え方の国際動向」についてのプレゼンテーションを行った。

⑦ プリオン

平成15年11月11日付で、農林水産省から、豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の要請を受け、プリオン専門調査会を3回にわたり開催し、審議結果案が取りまとめられ、平成16年5月6日の第43回委員会会合において報告された。その後、審議結果案について5月6日から6月2日まで国民からの意見・情報の募集を行い、さらに、6月18日の第11回会合における審議を踏まえ、6月24日の第50回委員会会合において審議、了承され、同日付で農林水産省に通知された。

また、食品安全委員会は、BSE問題を一つの契機として設立されたことから、BSEに関する検討をその重要課題の一つとして位置付け、2月3日のプリオン専門調査会第4回会合以降、BSE問題全般に関して、国内外から幅広く情報を収集し、議論を開始した。4月22日の第8回会合以降、継続的に議論を重ね、9月6日の第14回会合において、日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ案）が取りまとめられ、9月9日の第61回委員会会合において報告、了承された。

平成16年10月15日付で、厚生労働省及び農林水産省から、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価の要請を受け、プリオン専門調査会を8回にわたり開催し、審議結果案が取りまとめられ、平成17年3月31日の第88回委員会会合において報告された。

その後、審議結果案について3月31日から4月27日まで国民からの意見・情報の募集を行い、5月6日の第93回委員会会合において審議、了承され、同日付で厚生労働省及び農林水産省に通知した。

⑧ かび毒・自然毒等

平成16年3月24日付で、厚生労働省から、シンフィツム（いわゆるコンフィー）及びこれを食品に含む食品の食品健康影響評価の要請を受け、かび毒・自然毒専門調査会を2回開催し、審議結果案が取りまとめられ、6月17日の第49回委員会会合において審議、了承され、同日付で厚生労働省に通知するとともに、6月17日から7月14日まで国民からの意見・情報の募集を行い、8月5日の第57回委員会会合において、募集結果が報告された。

平成17年1月11日、厚生労働省から、食品衛生法（昭和22年法律233号）第6条第2号ただし書の規定に基づき、同号ただし書に規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として定めている「処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位」として、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝」を追加することに係る食品健康影響評価の要請を受け、かび毒・自然毒専門調査会において平成17年3月末現在審議中である。

⑨ 遺伝子組換え食品等

個別品目の審議では、平成16年5月28日、8月12日、10月4日及び12月9日付で、厚生労働省及び農林水産省から、遺伝子組換え食品等計12品目について安全性評価の申請があった。

これらのほか、平成15年8月1日、10月30日及び11月11日付で接受した計12品目の申請のうち審議が終了していない品目について、平成16年4月21日の遺伝子組換え食品等専門調査会第12回会合において、継続1品目（LLCotton25）、5月24日の第13回会合において、新規2品目（SPEZYME FRED、PLA2）、6月18日の第14回会合において、新規1品目（コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7）、7月23日の第15回会合において、新規2品目（SP572、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統）、継続1品目（PLA2）、8月26日の第16回会合において、新規2品目（鞘翅目（コウチュウ目）害虫抵抗性トウモロコシMON863系統と鱗翅目（チョウ目）害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種、LE39

9) 継続1品目(ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統)、9月17日の第17回会合において、継続2品目(PLA2、SPEZYME FRED)、10月25日の第18回会合において、新規2品目(ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統)、継続1品目(PLA2)、11月29日の第19回会合において、新規1品目(L-アルギニン)、継続3品目(ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7)、12月21日の第20回会合において、新規1品目(除草剤グリホサート耐性ワタMON8913系統)、継続3品目(ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統、L-アルギニン)、平成17年1月24日の第21回会合において、新規1品目(除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統)、継続2品目(コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統)、2月15日の第22回会合において、新規1品目(マルチフェクトキシラナーゼ)、継続2品目(ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統)、3月11日の第23回会合において、新規1品目(除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種)、同日の第24回会合において、継続3品目(ワタ281系統、ワタ3006系統、LE399)について、それぞれ審議を行った。

このうち、LLCotton25については、6月10日の第48回委員会会合において、ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統及び鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON863系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種については、9月9日の第61回委員会会合において、PLA2については、12月2日の第72回委員会会合において、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種については、平成17年3月17日の第86回委員会会合において、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統については、3月31日の第88回委員会会合において、ヒトの健康を損なうおそれはない旨の評価結果を取りまとめ、それぞれ厚生労働省又

は農林水産省に通知した。

また、遺伝子組換え微生物由来であるものの最終産物が高度に精製されているアミノ酸等の添加物の安全性評価の考え方について、専門調査会としてのとりまとめを行い、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）」の附則として「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を新たに作成し、委員会に報告した。

⑩ 新開発食品

平成16年度食品安全委員会運営計画において、特定保健用食品の食品健康影響評価についての考え方を整理することが決定したことを踏まえ、新開発食品専門調査会において検討を行った。

5月11日の第9回会合で検討を開始し、6月21日の第11回会合で2回目の検討、7月21日の第13回会合で3回目の検討を行い、調査会として「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」を取りまとめ、8月5日の第57回委員会会合に報告した。

個別品目の審議では、平成16年5月28日及び12月20日付で、厚生労働省から、特定保健用食品許可申請品目計13品目について食品健康影響評価の要請があった。

これらのほか、平成15年10月29日及び平成16年1月19日付で接受した計32品目の申請のうち審議が終了していない品目について、4月16日の第8回会合において、継続8品目（ヘルシープラス野菜MIXゼリー、毎日海菜海苔ペプチド、タケダ健茶園TACC茶、ヒア路モイスチャーS、キューピーコントロール、健康道場 おいしい青汁、キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント、プリトロール）、5月11日の第10回会合において、継続6品目（ゴマペプ茶、イソフラボンみそ、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、自然のちから サンバナバ、松谷のおそば）、6月21日の第12回会合において、継続3品目（キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント、イソフラボンみそ、オーラルヘルスタブレット

カルシウム&イソフラボン）、7月21日の第13回会合において、新規2品目（キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2、DHA入りリサーラソーセージ）、7月21日の第14回会合において、継続2品目（健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶）、新規2品目（リメイクコレステブロッグ粒、黒烏龍茶）、8月30日の第15回会合において、継続6品目（ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント、タケダ健茶園TACC茶、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、ヒアロモイスチャーS、DHA入りリサーラソーセージ）、新規4品目（ガ

ルシニア1000、ヘルシーゼリー（オレンジ味）、ガルシニアゼリー（マスカット味）、ガルシニアゼリー（アップル&キャロット味）、9月27日の第16回会合において、継続3品目（イソフラボンみそ、キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2、黒烏龍茶）、新規1品目（大豆イソフラボン40）、10月18日の第17回会合において、継続5品目（イソフラボンみそ、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、大豆イソフラボン40、リメイク コレステブロック 粒、DHA入りリサーラソーセージ）、12月13日の第18回会合において、継続5品目（オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、プリトロール、黒烏龍茶、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント）、1月17日の第19回会合において、継続2品目（黒烏龍茶、松谷のおそば）、新規4品目（燕龍茶レベルケア、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水、アミールS 健康野菜100）、2月28日の第20回会合において、継続3品目（ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント、ブレンディスタイリア低糖タイプ）、新規2品目（食物せんいのおいしい水、アミールS 健康野菜100）、3月16日の第21回会合において、継続5品目（自然のちからサンバナバ、食物せんいのおいしい水、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40）について、それぞれ審議を行った。

このうち、ヘルシープラス 野菜MIXゼリー、毎日海菜 海苔ペプチドについては6月10日の第48回委員会会合において、キシリッシュプラス エフ ナチュラルミントについては6月24日の第50回委員会会合において、健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶については、9月16日の第62回委員会会合において、ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園TACC茶については、10月14日の第65回委員会会合において、DHA入りリサーラソーセージ、キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2については、11月18日の第70回委員会会合において、プリトロールについては、平成17年1月27日の第79回委員会会合において、松谷のおそば、黒烏龍茶については、3月3日の第84回委員会会合において、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はない旨の評価結果を取りまとめ、それぞれ厚生労働省に通知した。

⑪ 肥料・飼料等

平成16年度においては、第8回から第11回まで4回の肥料・飼料等専門調査会を開催し、第8回、第9回及び第11回会合は動物用医薬品専門調査会と合同で、薬剤耐性菌に関する評価指針の策定を審議し、第10回会合では普通肥料に関する食品健康影響評価について審議した。

薬剤耐性菌に関する評価指針については、国民からの意見・情報の募集及び意見交換会の後に9月30日の第63回委員会において審議、了承され、農林水産省に通知した。

また、農林水産省から普通肥料の鉍さいりん酸肥料及び腐植酸りん肥について食品健康影響評価の要請があり、9月3日の第10回会合において「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき審議した。審議結果案については、国民からの意見・情報の募集を経て、10月21日の第66回委員会会合において了承され、農林水産省に回答した。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

平成15年7月から平成16年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（10分野、63品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、両省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する第1回目の調査を行い、6月17日の第49回委員会会合においてその結果を報告し、了承された。

また、第2回目の調査として、同年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野、39品目）について同様の調査を行うとともに、第1回目の調査対象である評価品目に係る継続調査も行い、12月16日の第74回委員会会合においてそれらの結果を報告し、了承された。

3) リスクコミュニケーションの促進

消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において、情報を共有し、各々の立場から意見を交換する「リスクコミュニケーション」は、リスク評価（食品健康影響評価）、リスク管理とともにリスク分析手法を構成する要素の一つであり、食品安全委員会では、食品健康影響評価についてのリスクコミュニケーションに取り組んでいる。

具体的には、食品健康影響評価等に関する審議結果案についての国民からの意見・情報の募集、関係者が広く参加する意見交換会等の開催、地方公共団体との連携強化、食品安全モニターを通じた意見の把握等、食の安全ダイヤルを通じた対応、ホームページや広報誌を通じた情報提供などに取り組むとともに、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの促進のための議論を進めている。

(1) 食品健康影響評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集の実施

食品健康影響評価等に関する審議結果案について、新たな知見等が寄せられた場合には審議結果への反映を図るため、一つの案件につき原則4週間、

国民からの意見・情報の募集を行っている。

平成16年度においては、我が国におけるBSE対策など78品目の食品健康影響評価に関する審議結果案や薬剤耐性菌の評価指針案に加え、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」案、「平成17年度食品安全委員会運営計画」案などの合計82案件について、国民からの意見・情報の募集を行った。

(2) 意見交換会等の開催

食品安全委員会においては、平成16年度中に、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携し、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で100回以上開催し、その合計参加者は1万5千人を超えた（資料4、資料5及び資料6）。

これらの意見交換会では、日本における牛海綿状脳症（BSE）対策、薬剤耐性菌の食品健康影響評価に関する評価指針案などをテーマに取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めた。

とりわけ、BSE問題については、平成16年10月15日に我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて厚生労働省及び農林水産省から評価要請を受けて以降、プリオン専門調査会などにおける議論の参考とするため、厚生労働省、農林水産省及び都道府県などの協力を得て、平成17年1月17日までに47都道府県50会場で意見交換会を開催した（資料4）。各会場においては、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」（以下、「中間とりまとめ」という。）の内容や評価要請の考え方について説明を行うとともに、BSE検査、SRM除去、飼料規制など多岐にわたる事項について会場参加者との間で意見交換を行った。また、BSEに関する最新の情報を提供するため、海外からBSEやプリオン病の専門家を招へいした講演会等を開催した。

(3) 地方公共団体との連携強化 ～全国食品安全連絡会議の開催～

平成16年9月17日、食品安全委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成16年度全国食品安全連絡会議を開催し、BSE対策に関する中間とりまとめについての講演、委員会や地方公共団体（群馬県、埼玉県、和歌山県及び東京都大田区）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。その際、委員会から、幅広く国民に対する情報提供を行うための委員会と地方公共団体との連携などについて理解と協力を求めた。

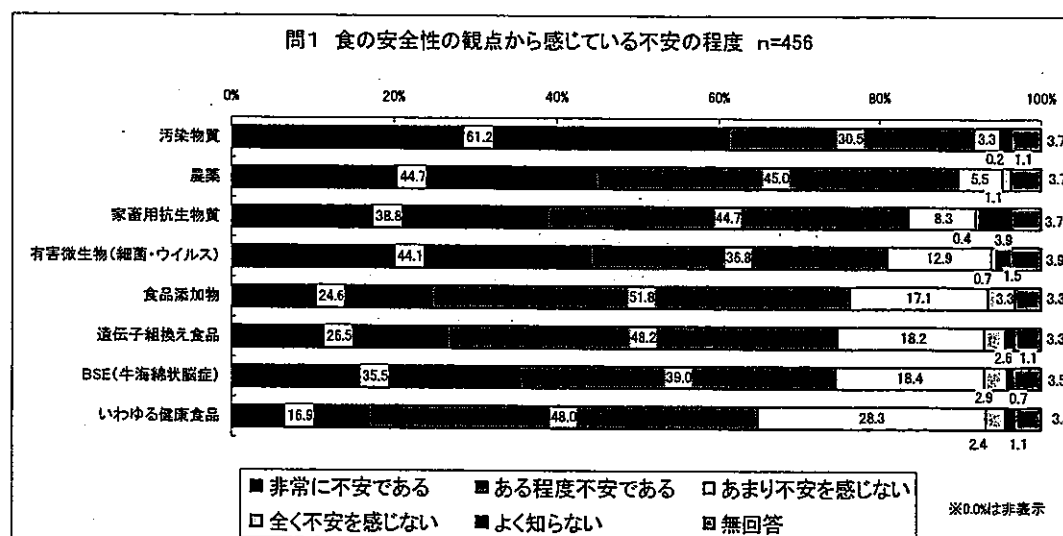
また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、平成16年度中に地方公共団体との共催による

意見交換会を8回開催したほか（資料6）、地方公共団体が主催する意見交換会に委員会の委員等を27回派遣するなど積極的なリスクコミュニケーションの推進に努めた。

(4) 食品安全モニターを通じた意見の把握等

消費者の方々に、食品の安全性等に関して日常の生活を通じて気づいた点等についての御意見等をいただくため、全国各地から470名の食品安全モニター（以下「モニター」という。）を依頼し、平成16年度中に668件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考とするとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、ホームページに掲載するなど、広く国民への情報提供にも努めた。

また、「食の安全性に関する意識調査」（平成16年5月実施）、「食の安全性に関する用語集について」（平成16年9月実施）及び「食品安全委員会のこれまでの取組等について」（平成17年1月実施）の課題報告を実施した。このうち、「食の安全性に関する意識調査」において、要因ごとに食の安全性の観点から感じている不安の程度を調査したところ、汚染物質、農薬、家畜用抗生物質、有害微生物（細菌・ウイルス）について8割を超えるモニターが「非常に不安である」もしくは「ある程度不安である」と回答した。同時に、「いわゆる健康食品」、「食品添加物」、「遺伝子組換え食品」などでは、職務経験によりモニター間で認識の差が存在するとの結果も得た。これら課題報告の結果についても、食品安全委員会会合で報告し、委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。



出典：食品安全モニター・アンケート調査「食の安全性に関する意識調査」（平成16年5月実施）

さらに、委員会の取組や食品健康影響評価の実際などについて、知識や理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、平成16年6月から7月にかけて、全国8都市（合計10回）で「食品安全モニター会議」を開催した。

このほか、モニターの方々には、日本初の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）症例が確定したことについての委員会委員長談話、食中毒菌に関する解説、ファクトシートなど委員会が発信する情報について、モニターの日常生活の中での地域への情報提供にも協力いただいた。

(5) 食の安全ダイヤルを通じた対応

食の安全に関する問合せ、情報、意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問合せがあった。平成16年度の受付件数は836件であった（一月あたり平均受付件数は約70件）。

具体的には、 BSE に関する意見、質問が数多く寄せられたほか、ヒジキが含有する無機ヒ素に関して英国が注意喚起を行ったことを受けたヒジキの安全性に関する問合せなどが多かった。

国民の関心の高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、 $Q\&A$ を作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めている。

(6) ホームページや広報誌を通じた情報提供

食品安全委員会は、広く国民に対して、食品の安全性についての知識や理解の促進を図るため、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

国民の関心の高い BSE 及び $vCJD$ については、引き続きホームページを通じて、「中間とりまとめ」、日本初の $vCJD$ 症例が確定したことについての委員会委員長談話、 BSE 及び $vCJD$ についての $Q\&A$ などの情報提供に取り組むとともに、「中間とりまとめ」についてはその内容をわかりやすく解説した季刊誌特別号を発行した。

国内で毎年数万人の患者が発生し、数名の死者も出ている食中毒についても、ホームページを通じて、リステリア、腸管出血性大腸菌 $O157:H7$ 、ノロウイルスなど10の食中毒菌に関して予防に役立つ情報等の提供に取り組んだ。

また、平成16年度においては、新たな情報提供の手段として、食品の安全性に関する科学的知見を広く国民にわかりやすく提供するために、「ファクトシート」の作成や季刊誌の発行に取り組むとともに、ホームページの充実を図った。

ファクトシートについては、食品の安全性に関してその時点における研究成果等をわかりやすく整理した科学的知見に基づく概要書として、これまで、「加工食品中のアクリルアミド」、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」についてホームページに掲載した。

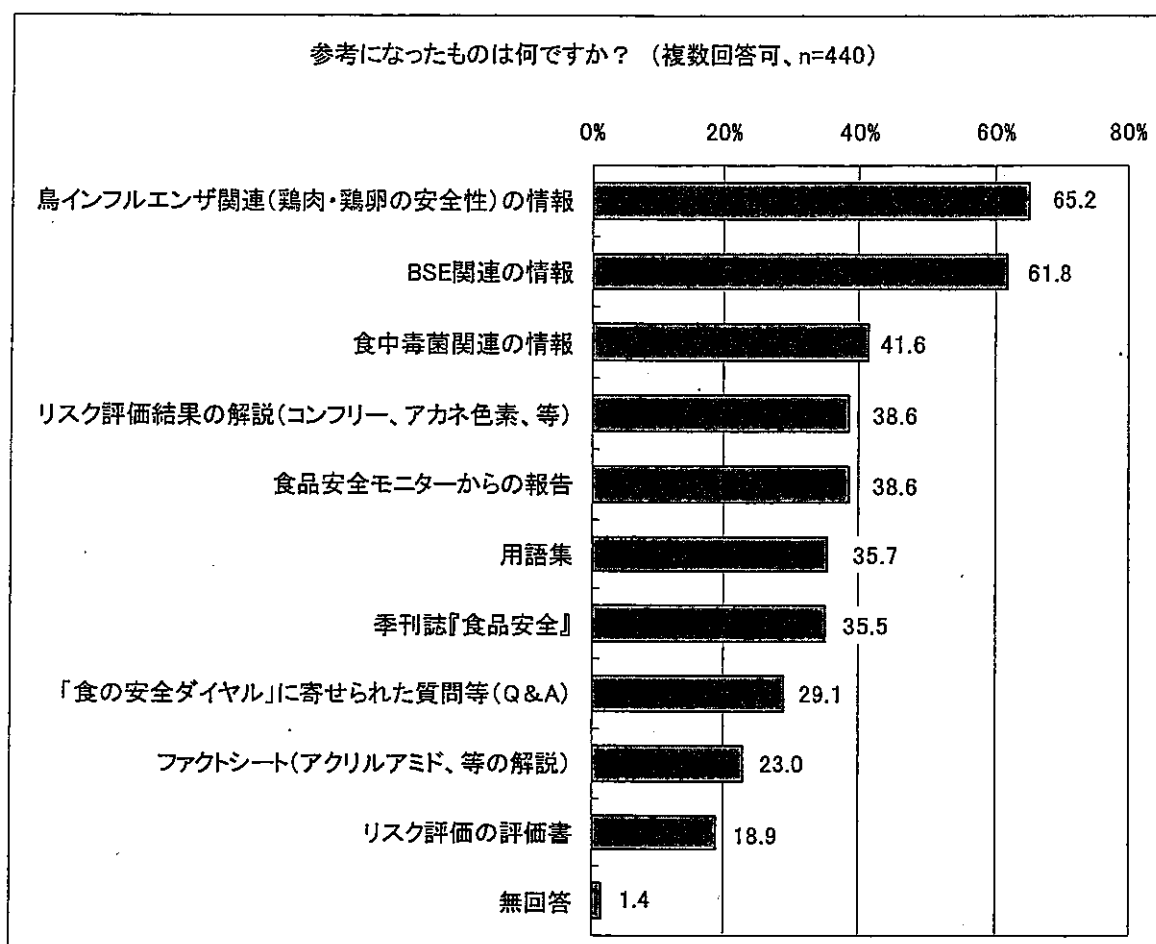
季刊誌については、「中間とりまとめ」についての特別号に加え、通常号において、リスク分析や添加物、農薬の食品健康影響評価の方法についての特集、ノロウイルスやペットボトルの飲み残しといった食品の安全に関する身近な話題を子供に読み聞かせたり子供と一緒に学ぶためのキッズボックスのほか、鳥インフルエンザ、メチル水銀、薬剤耐性菌の評価指針等について掲載した。

ホームページについては、平成16年4月に全面的な見直しを行い、BSE、鳥インフルエンザをトピックスとして整理するとともに、検索機能の付加などを行い、内容の充実と使い易さの改善に努めた。その後随時、トピックスについては、食中毒、ファクトシート、キッズボックスなどを追加した。

このほか、意見交換会等において参加者の理解を促進するため、「食品の安全性に関する用語集」やパンフレット・リーフレットについても引き続き配布するとともに、用語集については平成17年3月に改訂し、内容の充実を図った。

また、食品の安全性に関する情報が国民に正確に周知されることが重要であり、その際、報道の果たす役割は大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談を定期的に実施した。

こうした委員会が提供する情報のうち、何が参考になったかについて食品安全モニターに調査したところ、6割を超える人が「鳥インフルエンザ関連（鶏肉・鶏卵の安全性）の情報」、「BSE関連の情報」について参考になったと指摘している（平成17年1月実施「食品安全委員会のこれまでの取組等について」）。



出典：食品安全モニター課題報告「食品安全委員会の取組等について」（平成17年1月実施）

(7) 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」の取りまとめ等

我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、その目的や実施の方法などを巡って種々の意見や考え方がある中で、その現状と課題をなるべくわかりやすく示すため、リスクコミュニケーション専門調査会において審議を重ね、平成16年7月1日の第51回委員会会合において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめた。

これを踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、リスクコミュニケーション専門調査会において議論を進めているところである。

4) 緊急事態への対処の在り方等に関する危害要因別の要綱等の作成

(1) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定

平成16年7月14日の緊急時対応専門調査会第6回会合以降、平成16年1月に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」に基づき、危害要因別の個別マニュアルに関する検討を開始し、食中

毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等に関する「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の原案を平成17年3月17日の第10回会合でとりまとめた。3月24日の第87回委員会会合において、原案が了承され、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の合意により、4月21日、関係府省申合せとして決定した。

食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の概要

ア 食中毒に関する情報収集等

食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、広く食中毒に関する情報の収集、整理及び分析を行うこととする。

また、委員会及びリスク管理機関は、食中毒に関し収集、整理及び分析を行った情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換を図るとともに、委員会会合におけるリスク管理機関からの報告、食品安全総合情報システムの整備、定期的な会議の開催を行い、相互に連携を図る。

イ 緊急時における情報連絡

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な情報の連絡を行うとともに、それぞれが個々に定めるマニュアルに基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行う。

ウ 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告

食中毒による緊急事態等に関する情報の連絡を受け、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合、又はリスク管理機関の関係部局長が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、委員会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合において、リスク管理機関から、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受ける。

また、委員会は、リスク管理機関からの報告の内容を踏まえ、必要と判断される場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言し、又は、委員会事務局長に対し、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）の開催を指示するとともに、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言等

を行う。

エ 緊急対策本部の設置

食品安全担当大臣は、食中毒による緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定する。

オ 関係府省連絡会議の開催

委員会事務局長は、委員会による指示に基づき、リスク管理機関と連携して、速やかに関係府省連絡会議を開催する。

また、委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を図る。

(2) 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の策定

「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の策定に伴い、食品安全委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順に関する「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」について、平成16年12月21日から平成17年3月17日にかけて専門調査会で検討を行い、4月21日の第91回委員会会合において策定した。

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針の概要

ア 緊急時における情報連絡

食品安全委員会（以下「委員会」という。）事務局情報・緊急時対応課は、食中毒の発生が緊急事態等に該当すると判断した場合には、「食品安全委員会緊急時連絡ルート」を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うとともに、リスク管理機関の情報連絡窓口に対しても、迅速に情報連絡を行う。

また、委員会委員長は、食中毒による緊急事態等を認知した場合において、必要と判断したときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うよう委員会事務局長に指示する。

イ 対応策の決定

食中毒による緊急事態等が発生した場合において、委員及び事務局幹部

による打合せの検討の結果、委員会会合の開催が必要であると判断したときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、食品安全委員会会合において、対応策を決定する。

この場合、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該食中毒に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受ける。

ウ 情報の収集・提供

委員会は、平時から、リスク管理機関、関係国際機関及び関係試験研究機関等から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食中毒に関する情報及び科学的知見の収集を行う。

また、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、必要に応じ、職員等の現地派遣による情報収集及び収集した情報を基にファクトシートの作成を行う。

これらにより収集した情報については、ファクトシート等を速やかにホームページ上に掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に食中毒に関する科学的知見を提供する。

5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用

(1) 食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・分析

食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省、農林水産省、環境省等の行政機関、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人動物衛生研究所等の試験研究機関、厚生労働省検疫所、農林水産省動物検疫所、独立行政法人農薬検査所等の検疫・検査機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）等の諸外国の関係行政機関、新聞やインターネット等の国内外のマスメディア等から幅広く収集・整理・分析するとともに、当該情報を厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関に対して定期的に提供した。

さらに、米国、英国、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国、大韓民国等の諸外国の政府機関や欧州食品安全機関（EFSA）、国際獣疫事務局（OIE）等を訪問し、情報交換を行うとともに、コーデックス委員会（Codex Alimentarius）の各部会、経済協力開発機構（OECD）等の国際会議への出席等を通じて最新の科学的

知見の収集・分析を行った。

(2) 情報の収集・整理・分析に関する体制の整備

厚生労働省、農林水産省、環境省との間で、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置するとともに、当該連絡窓口の担当者が定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報共有を推進した。

また、英国、フランス、ドイツ、ケニヤ等の外国の政府機関、欧州食品安全機関（E F S A）、国際獣疫事務局（O I E）等に、食品安全委員会の委員・事務局職員を派遣し、意見交換及び情報交換を行ったほか、コーデックス委員会（C o d e x A l i m e n t a r i u s）の各部会、経済協力開発機構（O E C D）等の国際会議への委員・専門委員・事務局職員の出席等を通じ、最新の科学的知見の収集・分析を行った（資料7）。

(3) 情報の収集及び活用に関するデータベース化の推進

食品安全委員会では、基本的事項に基づき、国の内外における食品の安全確保に関する情報のデータベース化を図り、当該情報の迅速な検索を可能とするシステム（食品安全総合情報システム）の構築を推進するとともに、関係機関が有するデータベースとの相互連携を促進することにより、食品の安全性確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図ることとしている。

このため、平成16年度においては、データベースの基盤を整備し、委員会が実施した会議資料、評価資料、調査事業及び委員会が収集・整理した食品安全に関する情報等のデータベースを構築した。

6) 食品の安全性の確保に関する調査

(1) 食品安全情報の収集・整理・解析に関する調査

食品健康影響評価の的確な実施に資するため、多種多様かつ膨大な危害情報のうち、重要度の高い危害情報（関係行政機関及び国際機関に蓄積されている危害情報、危害の発生及び対処事例に関する海外の報道記事、各種文献における毒性発現メカニズムや曝露評価等に関する情報等）について体系的に収集・整理・解析を行った。

(2) リスク評価（食品健康影響評価）データ収集調査

基礎的な毒性試験の成績等により、特定臓器への毒性や、催奇形性・発がん性等が疑われるが、それ以外に食品健康影響評価の実施に必要な十分な情報が存在しない場合に、当該評価に必要な毒性データを得るための調査を実施した。

(3) 食品安全実態モニタリング調査

リスク管理の対象となる食品は多種多様であり、かつ、流通過程における状態の変化等も想定されるため、リスク管理機関からの情報のみでは、リスク管理の実施状況を十分に把握できない可能性がある。

そこで、食品健康影響評価の基礎資料とするほか、適当なリスク管理の実施に資するため、市販されている食品や流通過程にある食品について、マーケットバスケット調査（食品摂取量の調査を基に、市場で流通している農作物等について、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後化学分析し、対象とする物質の曝露量の実態を調べるもの）等によりサンプリングを行い、食品中の化学物質や微生物等の検査を実施した。

(4) 食品健康影響評価における危害の解析に関する調査

食品の危害要因のうち、危害の同定やその特徴付け等に必要な情報がほとんどないものや標準的な分析手法が確立されていないものであって、食品健康影響評価の観点から重要度の高いものについて、毒性発現メカニズムの解析、危害要因の分析手法の確立等に関する調査を実施した。

(5) リスクコミュニケーションに関する調査

我が国における経験や知見の蓄積が少ない食品分野のリスクコミュニケーションを効果的に実施するためには、各種の危害要因に関する最適なリスクコミュニケーションの手法を開発することが必要である。手法開発の検討材料として、海外におけるリスクコミュニケーションの事例を把握する調査及びリスクコミュニケーションの効果検証に係る調査等を実施した。

3 平成16年度における食品安全委員会の運営状況の総括

平成16年度における食品安全委員会の運営状況を総括すると、国内の食品の安全性を確保するため、平成16年度食品安全委員会運営計画に基づき、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施された。

具体的には、委員会の運営を計画的に行い、50回の委員会会合をすべて公開で開催し、配付資料及び議事録を公表するなど運営の透明性を確保するとともに、各専門調査会についても必要に応じ、随時開催した。

食品健康影響評価については、リスク管理機関から平成16年度中に添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする113品目について要請があり、順次、専門調査会及び委員会において審議を行い、科学的な評価の実績を積み重ね、国民からの意見・情報の募集を経て、平成15年度に要請のあったものを含めて80品目について評価結果を通知した。

また、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件として、「リステリアを含む食中毒原因微生物」を決定するとともに、評価案件の候補として挙げられたもののう

ち、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」について、国民に正しい情報を提供するため、科学的知見を整理したファクトシートを作成し、委員会のホームページに掲載するなど主体的な取組に努めた。

さらに、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめ、今後、これを踏まえ、より効果的なリスクコミュニケーションの展開に努めていくことになったほか、季刊誌「食品安全」の発行、ホームページの充実等を通じ、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めた。

そのほか、国の内外における食品の安全確保に関する情報のデータベース化を図り、当該情報の迅速な検索を可能とする食品安全総合情報システムを構築するため、平成16年度は食品安全委員会が有する資料や国内外における食品事故等の危害情報等をデータベース化し、迅速な検索を可能とするシステムを構築した。

以上を踏まえ、今後の委員会の運営の在り方を考えると、食の安全に対する国民の関心が引き続き高いことから、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進するとともに、要請を受けて行う食品健康影響評価の着実な実施はもとより、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討や食品健康影響評価技術研究の実施など、主体的な取組をこれまで以上に推進していく必要がある。

このため、平成17年度食品安全委員会運営計画においても、

- ① 委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営の一層の推進
 - ② 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討や食品健康影響評価技術研究の実施など、主体的な取組の更なる推進
 - ③ 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発
 - ④ 国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供の一層の推進
 - ⑤ 国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理の一層の推進
- を重点事項として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、食品安全委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

資料1 平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日食品安全委員会決定）の実施状況について

（平成17年3月31日現在）

項 目	記 載 事 項	これまでの実施状況及び今後の課題
第1 平成16年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。 2 特に、初めて年間を通じた委員会の運営が行われる平成16年度においては、 ・ 委員会の計画的な運営を図る ・ 前年度に引き続き、会議の公開、適切な情報の提供等に努めることにより、委員会の運営の透明性の確保を図る ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る ・ 委員会に対する国民の認識を高めるとともに、委員会による科学的な食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられるというリスク分析手法の考え方について、国民への浸透・定着を図ることとする。	平成16年度においては、平成16年度食品安全委員会運営計画に基づき、委員会の計画的な運営に努めているが、今後は、各専門調査会も含めた計画的かつ効率的な運営をより一層推進する必要がある。 また、平成16年度に開催した50回の委員会会合をすべて公開で開催し、配付資料及び議事録を公表するなど、委員会の運営の透明性の確保に努めている。 さらに、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策」について、プリオン専門調査会において審議を進めた結果、16年9月9日の第61回委員会会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行ったものとして「中間とりまとめ」を了承し、同日付けで厚生労働省及び農林水産省に通知したほか、おおむね6ヶ月ごとに委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図っている。 このほか、関係各省等と連携して全国各地で意見交換会を開催し、委員会に対する国民の認識の向上や、リスク分析手法の考え方の国民への浸透・定着に努めるとともに、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めているが、これらの取組を継続することはもとより特に国民の関心が高いテーマについては一層の推進が必要である。
第2 委員会の運営全般	1 会議の開催 ① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。 ② 企画専門調査会の開催 ・ 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（6月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ（12月ごろ） ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議（平成17年2月ごろ） ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討（少なくとも6ヶ月ごと）	平成16年度においては、50回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催した。 企画専門調査会においては、平成16年6月22日に第7回会合を開催し、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、その中で、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」のフォローアップを行うとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第1回）を行い、「食中毒の原因菌であるリステリア」等6件を委員会が自ら評価を行う案件の候補として選定した。 また、17年1月14日に第8回会合を開催し、委員会の最近の運営状況の報告及び基本的事項のフォローアップを行うとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第2回）を行った。 さらに、2月18日に第9回会合を開催し、前回に引き続き、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討（第2回）を行い、「加工食品中に生成されるフラン」等4件を委員会が自ら評価を行う案件の候補として選定したほか、平成17年度食品安全委員会運営計画について審議し、同計画（案）を取りまとめた。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催 遺伝子組換え食品等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを中心に、リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月1回程度開催する。	リスクコミュニケーション専門調査会においては、平成16年4月12日及び4月27日に第8回及び第9回会合を開催し、平成15年度から引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」について審議・取りまとめを行い、4週間の国民からの意見・情報の募集を経て、平成16年7月1日の第51回委員会会合において決定された。 本報告書において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について、8月30日の同専門調査会第10回会合以降、4回にわたり引き続き審議を重ねているところである。																												
④ 緊急時対応専門調査会の開催 ・ 危害要因別の個別マニュアルの検討（6～7月以降）	緊急時対応専門調査会においては、平成16年7月14日及び11月5日に第6回及び第7回会合を開催し、危害要因別の個別マニュアルについて、危害要因の分類に関する審議を行い、12月21日の第8回会合以降、食中毒に係る個別マニュアル案の検討を行った結果、平成17年3月17日の第10回会合において、食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）及び食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（案）を取りまとめ、一部修正の上、委員会に報告することとされた。																												
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。	平成16年4月から17年3月末までの各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 添加物専門調査会</td><td>13回</td></tr> <tr> <td>・ 農薬専門調査会</td><td>19回</td></tr> <tr> <td>・ 動物用医薬品専門調査会</td><td>13回 ※</td></tr> <tr> <td>・ 器具・容器包装専門調査会</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>・ 化学物質専門調査会</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・ 汚染物質専門調査会</td><td>6回</td></tr> <tr> <td>・ 微生物専門調査会</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・ ウイルス専門調査会</td><td>0回</td></tr> <tr> <td>・ プリオン専門調査会</td><td>15回</td></tr> <tr> <td>・ かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>3回</td></tr> <tr> <td>・ 遺伝子組換え食品等専門調査会</td><td>14回</td></tr> <tr> <td>・ 新開発食品専門調査会</td><td>14回</td></tr> <tr> <td>・ 肥料・飼料等専門調査会</td><td>1回 ※</td></tr> <tr> <td>・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会</td><td>3回</td></tr> </tbody> </table> （薬剤耐性菌に関するWG） ※印については、合同専門調査会の開催回数を除外している。	・ 添加物専門調査会	13回	・ 農薬専門調査会	19回	・ 動物用医薬品専門調査会	13回 ※	・ 器具・容器包装専門調査会	5回	・ 化学物質専門調査会	1回	・ 汚染物質専門調査会	6回	・ 微生物専門調査会	2回	・ ウイルス専門調査会	0回	・ プリオン専門調査会	15回	・ かび毒・自然毒等専門調査会	3回	・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	14回	・ 新開発食品専門調査会	14回	・ 肥料・飼料等専門調査会	1回 ※	・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	3回
・ 添加物専門調査会	13回																												
・ 農薬専門調査会	19回																												
・ 動物用医薬品専門調査会	13回 ※																												
・ 器具・容器包装専門調査会	5回																												
・ 化学物質専門調査会	1回																												
・ 汚染物質専門調査会	6回																												
・ 微生物専門調査会	2回																												
・ ウイルス専門調査会	0回																												
・ プリオン専門調査会	15回																												
・ かび毒・自然毒等専門調査会	3回																												
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	14回																												
・ 新開発食品専門調査会	14回																												
・ 肥料・飼料等専門調査会	1回 ※																												
・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	3回																												
2 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成17年度食品安全委員会運営計画の作成 ① 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（6月ごろ） 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審	平成16年6月22日の企画専門調査会第7回会合において、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行い、7月1日の第51回委員会会合																												

	議した上で、委員会において取りまとめる。	においてこれを決定した。
	② 平成17年度食品安全委員会運営計画の作成（平成17年2～3月ごろ） 平成17年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成17年2月18日の企画専門調査会第9回会合において、平成17年度食品安全委員会運営計画（案）について審議を行い、国民からの意見・情報の募集を行った上で、3月31日の第88回委員会会合においてこれを決定した。
第3 食品健康影響評価の実施	1 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成 「飼料添加物あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の指針」（仮称）を、6月ごろを目途に策定する。 また、特定保健用食品の食品健康影響評価についての考え方を整理するほか、逐次、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに安全性を評価するための基準を策定する。 2 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討 委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。 これらの情報・意見等について、少なくとも6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると懸念される場合には、その旨を委員会に報告する。委員会は、この報告を受けて、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行うことを決定する。 また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、わかりやすく解説する。 なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。	平成16年度においては、以下の3つの食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した。今後とも、必要に応じ、ガイドラインの策定に努めることとしている。 ① 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成16年5月6日委員会決定） ② 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方（平成16年7月21日新開発食品専門調査会決定） ③ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定） 平成16年6月22日の企画専門調査会第7回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について点検・検討（第1回）を行い、候補とされた6件について7月15日の第54回委員会会合において審議を行った。その結果、これら6件のうち、「食中毒の原因菌であるリステリア」、「牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール）」及び「放射線照射食品」については、更に詳細な科学的データを収集した上で、委員会で改めて今後の対応を検討することとなり、「Q熱の原因菌」、「食品に含まれるトランス脂肪酸（冠状動脈疾患との関係）」及び「アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響」については、国民に正しい情報を提供するため、科学的知見を整理したファクトシートを作成することとなった。 その後、これらについて科学的データの収集やファクトシートの作成作業等を行い、12月16日の第74回委員会会合において審議を行った結果、「リステリアを含む食中毒原因微生物」について、委員会自ら食品健康影響評価を行う案件として決定するとともに、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」の3件のファクトシートを決定し、ホームページ上で公表している。 また、平成17年1月14日及び2月18日の企画専門調査会第8回会合及び第9回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について点検・検討（第2回）を行った結果、「加工食品中に生成されるフラン」等4件が候補として選定された。これらの4件について、3月10日の第85回委員会会合において審議した結果、「加工食品中に生成されるフラン」及び「食品中のクロロプロパノール類」については、情報収集、調査研究を実施し、それらの結果を踏まえ評価の必要性を検討することとなり、「ビタミン類の過剰摂取」及び「塩化ビニル等の合成樹脂を主原料とする容器包装資材（ラップ類）」については、厚生労働省から説明を求める

		こととなった。
	3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理 既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。 平成15年中に食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の作成の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成16年6月ごろまでを目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。なお、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、平成16年度中を目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。	平成16年度においては、厚生労働省、農林水産省及び環境省から、113品目について食品健康影響評価の要請を受けたところである。平成15年度に評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、着実に食品健康影響評価を行い、80品目について評価結果を取りまとめ、各省に通知した。 また、清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価については、平成16年5月11日の汚染物質専門調査会第4回会合並びに12月15日及び平成17年1月12日の農業専門調査会第21回会合及び第22回会合において審議を行ったが、今後も審議を継続する必要がある。
	4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（1回目：4～6月ごろ） 委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。1回目の調査の結果については、6月ごろを目途に取りまとめる。	平成15年7月から16年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（10分野、63品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、両省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する第1回目の調査を行い、16年6月17日の第49回委員会会合においてその結果を報告した。 また、第2回目の調査として、同年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野、39品目）について同様の調査を行うとともに、第1回目の調査対象である評価品目に係る継続調査も行い、12月16日の第74回委員会会合においてそれらの結果を報告した。 今後も、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視するため、定期的に当該調査を行うこととしている。
第4 リスクコミュニケーションの促進	1 意見交換会等の開催 平成16年4月中を目途にリスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめられる予定の「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮称）」を踏まえ、引き続き食のリスクコミュニケーションの推進を図るため、平成16年度においては、同専門調査会における議論を踏まえながら、関係府省が連携して、全国各地で意見交換会を10回程度開催する。 この意見交換会においては、遺伝子組換え食品等国民の関心が高いものや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたリスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。 さらに、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。	平成16年7月1日の第51回委員会会合において決定された「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、同年4月以降、関係各省等と連携して全国各地で100回以上の意見交換会を開催した。 これらの意見交換会においては、日本における牛海綿状脳症（BSE）対策のほか、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針案、健康食品、農薬、アクリルアミドなどをテーマとして取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めた。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体との共催による意見交換会を8回開催した。 今後も、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るため、リスクコミュニケーション専門調査会の議論を踏まえ、意見交換会における適切なテーマの設定や実施方法の向上に努めていく必要がある。

2 全国食品安全連絡会議の開催（夏ごろ） 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等についても報告していただき、幅広い観点から意見交換を行うこととする。	平成16年9月17日に平成16年度全国食品安全連絡会議を開催し、BSE対策に関する中間とりまとめについての講演、委員会や地方公共団体（群馬県、埼玉県、和歌山県及び東京都大田区）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。その際、委員会から、幅広く国民に対する情報提供を行うための委員会と地方公共団体との連携などについて理解と協力を求めた。 今後、より具体的に連携可能な分野や方法について、模索していく必要がある。
3 食品安全モニターの依頼等 4月上旬に食品安全モニター470名を依頼し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等について、情報や意見を提出していただくとともに、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、7月から9月ごろにかけて、北海道・東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を合計7回程度開催する。 なお、食品安全モニターの人選に当たっては、平成15年度食品安全モニターの経験を生かす観点から、一定の範囲内で再任を妨げないこととする。	平成16年度食品安全モニターについては、平成16年4月9日に応募総数1,430名の中から470名（うち再依頼者164名）を依頼し、食品安全行政等に関する意見等について668件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告した。さらに、「食の安全性に関する意識調査」、「食の安全性に関する用語集について」及び「食品安全委員会のこれまでの取組等について」の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告するなど、委員会の取組のための参考とした。 また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、全国8会場で10回（東京3回、札幌、仙台、名古屋、京都、大阪、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。 今後も引き続き、委員会の取組に資するよう、適切な課題報告のテーマ設定等に努めていくこととしている。
4 情報の提供・相談等の実施 わかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページの充実を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じ、一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。 また、BSEや鳥インフルエンザ等国民の関心が高いテーマを取り上げ、正確でわかりやすい情報の発信に努めることとする。	委員会のホームページについては、平成16年4月5日に全面的なリニューアルを行い、トピックスの作成や検索機能の付加など、内容や使い易さの改善に努めた（16年度中のアクセス約43万件）。 また、食の安全ダイヤルを通じて、一般消費者等から836件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。 さらに、ホームページ上に、トピックスとして、BSE、鳥インフルエンザ、リステリアを始めとした食中毒菌等、ファクトシート（「アクリルアミド」、「Q熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」）などを整理し、わかりやすい情報発信に努めた。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、BSEについて「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－」の内容をわかりやすく解説した特別号を発行するとともに、リスク分析やリスク評価の手法、リステリアを始めとした食中毒菌、薬剤耐性菌の評価指針、鳥インフルエンザ、メチル水銀等についても掲載した。 このほか、意見交換会等において参加者の理解を促進するために作成した「食品の安全性に関する用語集」を改訂し、内容の充実を図った。

		今後も引き続き、キッズボックスやファクトシートの更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等に努めていくこととしている。
	5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整 委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。	毎月2回程度、リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等について必要な調整を行った。 今後も引き続き、リスク管理機関との連携を図りながら、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要な調整を行うこととしている。
第5 緊急の事態への対処	1 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定（4月中） 基本的事項に基づき、緊急時における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成16年3月18日の緊急時対応専門調査会第5回会合における審議結果を踏まえ、4月15日に食品安全関係府省緊急時対応基本要綱を委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、同日の第41回委員会会合においてこれを報告・公表した。
	2 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の改正（4月中） 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定に伴い、緊急時における委員会の対処の在り方等に関する指針である食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）を改正する。	平成16年3月18日の緊急時対応専門調査会第5回会合における審議結果を踏まえ、4月15日の第41回委員会会合において、新たな食品安全委員会緊急時対応基本指針を策定し、公表した。
	3 危害要因別の個別マニュアルの策定（6～7月ごろ以降） 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定後、基本的事項に基づき、緊急の事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別マニュアルを策定する。 具体的には、緊急時対応専門調査会において、6～7月ごろに、個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成16年7月14日の緊急時対応専門調査会第6回会合以降、危害要因別の個別マニュアルに関する検討を開始し、12月21日の第8回会合以降、食中毒に係る個別マニュアル案の検討を進め、17年3月17日の第10回会合における審議結果を踏まえ、4月21日に食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱を委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、同日の第91回委員会会合においてこれを報告・公表したところである。 また、緊急時対応専門調査会第10回会合における審議結果を踏まえ、第91回委員会会合において、食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱に即し、委員会における食中毒による緊急事態等への対応に関する具体的な手順を定めた食品安全委員会食中毒緊急時対応指針を策定し、公表したところである。
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	1 危害情報等のデータベース化等 食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集し、当該情報を効率的に整理・分析・活用するため、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料、国の内外における食品事故等の危害情報等をデータベース化するとともに、迅速な検索を可能とする情報処理システムを構築する。 ① 食品安全総合情報システムの仕様書の作成、入札手続（5月ごろ） ② 文献情報及び危害情報データベースの構築（12月ごろ） ③ 食品安全総合情報システムの運用開始（平成17年3月ごろ）	委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を平成16年度からの3年間で構築することとしており、16年度においては、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料や国内外における食品事故等の危害情報等のデータベース化（文献情報及び危害情報データベース）、迅速な検索を可能とするシステムを構築した。 具体的な実施状況及び当面の予定は以下のとおりである。 ① 食品安全総合情報システムの仕様書について、平成16年8月17日に入札告示、10月15日に開札を行い、構築業務の受託業者を決定した。 ② 文献情報及び危害情報データベースについて、16年度中に構築したところであり、運用試験の後、17年6月ごろから運用を開始することとしている。

		③ 本システムは、１７年度以降もデータベースの追加等の一層の整備を図っていく必要がある。
	２ 国際会議等への参加 コーデックス委員会各部会、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（ＯＩＥ）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。 また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の発信に努めることとする。	平成１６年度においては、コーデックス委員会各部会、ＯＥＣＤタスク・フォース、ＯＩＥ総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（平成１７年３月末現在合計２５回）、必要に応じ情報の共有を行った。 今後も引き続き、これら国際会議等に委員等を派遣し、必要に応じ、情報の共有及び発信に努めることとしている。
第７ 食品の安全性の確保に関する調査	以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、６月ごろまでに、平成１６年度に実施すべき調査課題を選定する。 なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。 ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査 ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集 ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査 ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積 ⑤ 食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法を策定するための国内外の有識者等からの意見聴取及び海外の事例等の収集・分析	左記の各分野ごとに調査課題を決定し、調査を実施した。

資料2 食品健康影響評価を要請された案件の処理状況

(平成17年3月31日現在)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水 48種の汚染物質及び93種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 ※
15/8/1	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統、ワタ3006系統、ワタ281系統とワタ3006系統を掛け合わせた品種
15/8/5	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
15/10/6	厚	微生物 調製粉乳中のセレウス菌
15/10/8	厚	添加物 ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80
15/10/20	厚	添加物 ナイシン
15/10/29	厚	特定保健用食品 ラクチオールガムストロングミント、ラクチオールガムマイルドミント、ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(α -アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(α -アミラーゼ)
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル、ピラクロストロビン
15/11/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
15/12/26	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド
16/1/19	厚	特定保健用食品 イソフラボンみそ、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
16/2/3	厚	農薬 オリサストロビン
16/2/13	厚	農薬 メトコナゾール
16/4/28	厚	農薬 ジノテフラン
16/5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)、リメイク コレステブロック 粒、大豆イソフラボン40、キュービー 骨育 カルシウム&ビタミンK ₂
16/5/28	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ BtCry34/35Abi Event DAS-59122-7
16/7/2	農	肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること及び蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわがすを肥料として利用すること ※
16/7/23	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀 ※
16/8/3	厚	農薬 チアメトキサム、フルフェノクスロン
16/8/13	厚	遺伝子組換え食品等 α -アミラーゼ LE399
16/8/30	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
16/10/1	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン
16/10/5	厚	農薬 カズサホス
16/10/15	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について
16/10/15	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(d体及びd1体に限る。)
16/10/29	農	動物用医薬品 ・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル25%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル25%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、 ・ フロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、 ・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、 ・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベタキノン可溶液25%)、 ・ チアソフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)、 ・ フルニキシンメグルミンを有効成分とする製造用原体(バナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(バナミン注射液5%)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/11/2	厚	農薬 フロニカミド、クロルピリホス
16/11/26	厚	添加物 加工デンプン
16/12/1	厚	農薬 アゾキシストロビン
16/12/3	農	動物用医薬品 ミロシマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤（みつばち用アピテン）
16/12/6	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON8913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON8913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種、マルチフェクト キンラーゼ*
16/12/20	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア、アミールS 健康野菜100
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/1/11	厚	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/1/31	厚	添加物 ネオテーム、次亜塩素酸水
17/2/14	厚	農薬 ペノキススラム、ジコホール
17/3/1	厚	農薬 ノバルロン
17/3/7	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、ブタノール、5-メチルキノキサリン
17/3/11	農	動物用医薬品 ・ ドラメクチンを有効成分とする製造用原体（ドラメクチン）ならびに牛及び豚の注射剤（デクトマックス） ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール 200 注射液）及び豚の注射剤（フロロコール 100 注射液）
17/3/15	厚	農薬 ピリダリル
17/3/28	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム、リン酸-水素マグネシウム

注1：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件

II 専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果（案）
17.2.24～3.23	添加物 ナタマイシン ★
17.3.24～4.20	特定保健用食品 自然のちから サンパバ、ブレンドスティリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい氷
17.3.24～4.20	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（案）
17.3.31～4.27	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し
17.3.31～4.27	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%）及び豚の飼料添加剤（動物用アルモチルプレミックス-20、同-50、同-100） ・ 鶏の産卵低下症候群-1976（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチンC 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン）

注2：★の案件についての意見募集は終了した。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシ、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダフロキサシ
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サロバス・アンドロジス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快美、豆蔵エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホソ、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサバックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジウム、フルミオキサジシ、マレイン酸ヒドラジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ピリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
	厚	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレディオ、マインズ＜毎飲酢＞リン酸ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810（鱈翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鱈翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリア病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/ 3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
16/ 3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 4/ 8	厚	特定保健用食品 ビュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト SHP
16/ 4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/ 4/22	厚	特定保健用食品 チヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー、リボスルー
16/ 5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/ 5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/ 5/27	厚	添加物 イソブタノール

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/ 5/27	厚	添加物 2-エチル-3, (5or6) -ジメチルピラジシ、2,3,5,6-テトラメチルピラジシ
16/ 6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海藻 海苔ベジト、キュービーコントロール
16/ 6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LL Cotton25 (除草剤耐性付)
16/ 6/17	厚 農	動物用医薬品 熱伝導性気管支炎生ワクチン、豚ポルデラ感染症精製 (アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚バスターラ症混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン
16/ 6/17	厚	シンフィツム (いわゆるコンフリー) 及びこれを含む食品
16/ 6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/ 6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスEF ナチュラルミント
16/ 7/ 2	厚	添加物 アカネ色素
16/ 7/ 8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/ 7/22	厚	農薬 エチプロロール
16/ 7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 9/ 2	厚	化学分解法 (ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート (BHET) に分解して再重合する方法) により再生したポリエチレンテレフタレート (PET) を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 9/ 2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜炎2価・牛バインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン
16/ 9/ 9	厚	添加物 プロパノール
16/ 9/ 9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統
16/ 9/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 糖類 (コウチュウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と糖類 (コウチュウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/ 9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペブ茶
16/10/ 7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャー S、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉬さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/ 4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/ 4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクTOPAMIN
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キュービー 骨育 カルシウム&ビタミンK ₂
16/12/ 2	厚 農	動物用医薬品 豚ポルデラ感染症・豚バスターラ症・豚丹毒混合 (アジュバント加) 不活化ワクチン、ぶりびブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/ 2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2 (ホスホリパーゼ A2)
16/12/ 9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/ 9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/ 9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (ノビリス IA imac、AI (H5N2 亜型) 不活化ワクチン (NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/ 1/ 6	厚	農薬 ビフェナゼート

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 1/ 6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン」 ・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン」、 ・ 豚ボルデテラ感染症・豚バスターレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックAR4）、 ・ バスターレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（豚バスターレラトキソイド「化血研」）、 ・ 鶏コクシジウム感染症（アセルプリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））、 ・ 前葉性卵胎刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）、 ・ ウラジロガシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストン2 品目）、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用陰内挿入剤（イーザーブリード）
17/ 1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/ 1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/ 1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・結膜病・牛バラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン） ・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研B E F・I K混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン「化血研」及び「京都微研」牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン） ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（I B T M生ワクチン「化血研」）
17/ 1/31	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/ 2/17	厚	農薬 プロヒドロジヤスモン
17/ 3/ 3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/ 3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/ 3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/ 3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/ 3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤「リット」耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/ 3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚 農 環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 7/21	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針

資料３ 食品健康影響評価を要請された案件の専門調査会別の処理状況
(平成17年3月31日現在)

専門調査会名	既要請品目				
		評価終了	意見募集中	処 理 中	資料要求中
添 加 物	57 (26)	29 (15)	0	23	5
農 薬	139 (20)	25 (8)	1	103	10
うち清涼飲料水	93 (0)	0 (0)	0	91	2
動物用医薬品	46 (33)	33 (22)	2	3	8
化 学 物 質	—	—	—	—	—
汚 染 物 質	50 (1)	0	0	50	0
うち清涼飲料水	48 (0)	0	0	48	0
器具・容器包装	3 (2)	2 (1)	0	1	0
微 生 物	1 (0)	0 (0)	0	1	0
ウ イ ル ス	0	0	0	0	0
微生物・ウイルス合同	1 (0)	1 (0)	0	0	0
プ リ オ ン	8 (3)	5 (0)	1	2	0
かび毒・自然毒等	3 (1)	2 (1)	0	1	0
遺伝子組換え食品等	24 (12)	10 (8)	0	13	1
新 開 発 食 品	49 (13)	32 (23)	3	7	7
肥 料 ・ 飼 料 等	7 (2)	7 (2)	0	0	0
動物用医薬品・肥料・飼料等合同	1 (0)	0	0	0	1
合 計	389 (113)	146 (80)	7	204	32

注1：カッコ書きは、平成16年度における処理状況であり内数である。

注2：清涼飲料水の規格基準の改正に関して、93種の農薬及び48種の汚染物質の評価を要請されているため、農薬専門調査会及び汚染物質専門調査会にそれぞれ計上してある。

注3：意見募集と併行して評価結果を決定した案件があるため、品目数の内訳と合計が一致しない場合がある。

(参考) 安全性評価基準及び安全性評価の考え方の策定状況

○策定済みのもの

- ・ 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準
- ・ 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
- ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
- ・ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
- ・ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針

資料４ 食品に関するリスクコミュニケーション ～日本における 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する意見交換会の概要～

食品安全委員会では、今後のプリオン専門調査会などにおける議論の参考とするため、また、広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚生労働省、農林水産省及び都道府県などの協力を得て、平成１６年１０月１５日の我が国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する諮問の後、平成１７年１月１７日までに４７都道府県５０会場で意見交換会を開催した。

その実施状況は、以下のとおり。

<各地における意見交換会のプログラム>

- １．「日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について－中間とりまとめ－」
の内容とプリオン専門調査会における議論について説明
食品安全委員会委員又はプリオン専門調査会専門委員
- ２．リスク管理省庁からの諮問の考え方について
厚生労働省及び農林水産省担当者
- ３．会場との意見交換
(当日、意見・質問用紙に記入提出された事項を中心に、１時間程度実施)

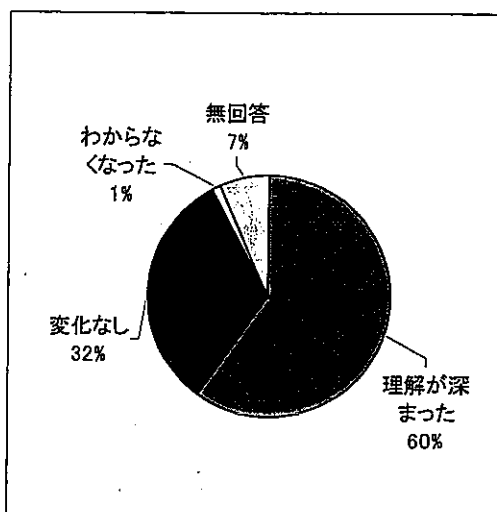
<開催月日・場所>

開催日	開催地	開催日	開催地
平成16年			
11月 8日 (月)	釧路	12月 9日 (木)	盛岡・青森
11月 9日 (火)	帯広	12月10日 (金)	秋田
11月10日 (水)	旭川	12月13日 (月)	京都・名古屋
11月11日 (木)	北見	12月14日 (火)	津・岐阜
11月12日 (金)	宇都宮	12月15日 (水)	福井
11月15日 (月)	福岡・佐賀	12月16日 (木)	金沢・富山
11月16日 (火)	長崎	12月20日 (月)	高知
11月17日 (水)	熊本・鹿児島	12月21日 (火)	高松
11月18日 (木)	宮崎	12月22日 (水)	松山
11月19日 (金)	那覇	12月24日 (金)	千葉
11月21日 (日)	大分		
11月22日 (月)	前橋		
11月23日 (祝)	大津		
11月24日 (水)	岡山	平成17年	
11月25日 (木)	大阪・神戸	1月 6日 (木)	水戸
11月26日 (金)	徳島	1月 7日 (金)	横浜・さいたま
11月29日 (月)	和歌山	1月11日 (火)	静岡
11月30日 (火)	奈良	1月12日 (水)	長野
12月 1日 (水)	鳥取	1月13日 (木)	甲府
12月 2日 (木)	松江	1月14日 (金)	新潟
12月 3日 (金)	山口・広島	1月17日 (月)	東京
12月 8日 (水)	山形・仙台		

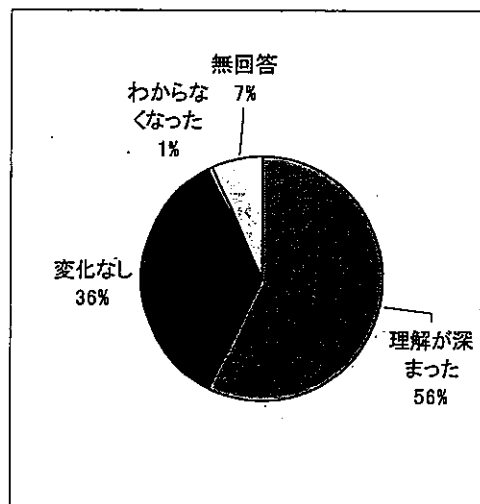
※ 福島県については、10月20日(水)「ふくしま食の安全・安心シンポジウム」の際に、実施

<意見交換会の際に実施したアンケート結果>

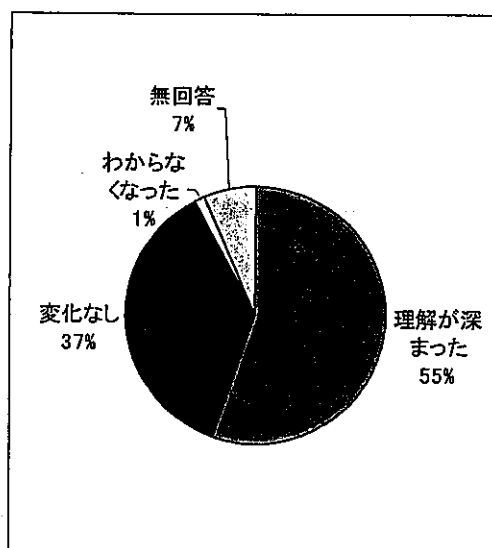
- 日本におけるBSE感染牛発生状況について



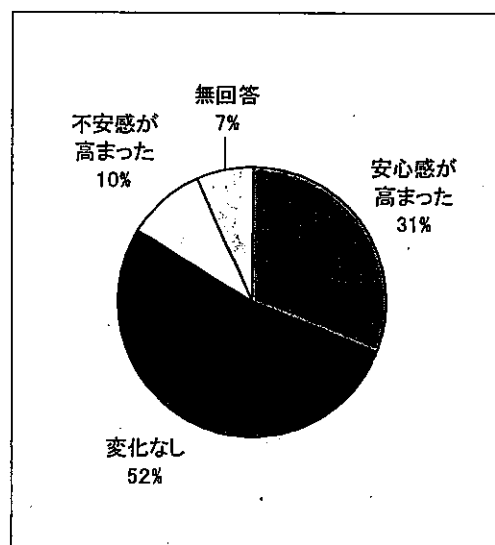
- 特定危険部位 (SRM) の除去やこれまで行われていると畜場におけるBSE検査について



- 肉骨粉の牛への利用が禁止されているなどの日本の飼料規制について



- BSE対策について



資料5 三府省連携による意見交換会等の実施状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

NO.	開催日	会議名	開催地
		講演テーマ・講演者	参加人数
1	4月20日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)-BSEに関する意見交換会ー	東京都
		「欧州におけるBSEに対する食品安全施策について」	292名
		ウルリッヒ・キム 前スイス連邦獣医局長 「BSE(牛海綿状脳症)と、その食へのリスクについて」 金子 清俊 国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長	
2	4月26日	食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会)	東京都
		「BSEに関する国際基準の改正について」	171名
		「OIE:BSEコード改正に関する主要論点」 釘田 博文 農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長	
3	4月26日	食品に関するリスクコミュニケーション	栃木県
		食の安全性をめぐる現状と取組について	160名
		小泉 直子 食品安全委員会委員 「健康食品」の賢い使い方 田中 平三 独立行政法人 国立健康・栄養研究所理事長	
4	5月19日	食品に関するリスクコミュニケーション	大分県
		「食品の安全性確保のための体制と取組について」	263名
		寺尾 允男 食品安全委員会委員	
5	5月21日	食品に関するリスクコミュニケーション(名古屋)ーBSEに関する講演会ー	愛知県
		「食品のリスク分析ーBSEへの対応ー」	169名
		熊谷 進 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医学専攻教授 「BSE(牛海綿状脳症)と、その食へのリスクについて」 金子 清俊 国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長	
6	5月31日	食品に関するリスクコミュニケーション(魚食に関する意見交換会)	東京都
		「魚食と健康について」	91名
		1. 我が国における魚介類摂食の特徴 2. 健康に悪影響を与える可能性にある魚介類に含まれる物質 江口 静也 農林水産省消費・安全局衛生管理課魚類安全室課長補佐 3. 魚介類に含まれる栄養・機能成分 鈴木 平光 独立行政法人食品総合研究所食品機能部機能生理研究室長	
7	6月8日	食品に関するリスクコミュニケーション(仙台)ーBSEに関する意見交換会ー	宮城県
		「BSE問題と対応の経緯」	191名
		寺田 雅昭 食品安全委員会委員長 「食品のリスク分析について」 品川 邦汎 岩手大学農学部獣医学科教授 「BSE(牛海綿状脳症)と、その食へのリスクについて」 金子 清俊 国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長	
8	6月9日	食品に関するリスクコミュニケーション (カドミウムに関する意見交換会(第2回))	東京都
		「カドミウムの国際基準値案と我が国の現状について」	102名
		新本 英二 農林水産省消費・安全局農産安全管理課調査官	
9	6月30日	食品に関するリスクコミュニケーション (食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会)	東京都
		ポジティブリスト制導入の取組に関する説明	208名
		宮川 昭二 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	
10	7月2日	食品に関するリスクコミュニケーション (食品安全の新たな取組みの1年とこれから)	東京都
		「食の安全と安心をめざして」	208名
		寺田 雅昭 食品安全委員会委員長 「欧州における食品及び飼料のリスク分析と欧州食品安全庁(EFSA)の活動」 ヘルマン・コエター 欧州食品安全庁(EFSA)副長官	

11	7月27日	食品に関するリスクコミュニケーション ー農薬のリスクアナリシス(リスク分析)に関する意見交換会ー 「食品のリスクアナリシス ～農薬を例として～」 関澤 純 徳島大学総合科学部教授	大阪府 210名
12	8月2日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) ー薬剤耐性菌の食品健康影響評価指針案に関する意見交換会ー 「『耐性菌問題』の背景について」 唐木 英明 肥料・飼料等専門調査会座長 「家畜への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針案について」 井上 松久 動物用医薬品専門調査会座長代理	東京都 127名
13	8月3日	食品に関するリスクコミュニケーション ー食品中の化学物質の安全性に関する意見交換会ー 「化学物質の国際的なリスク管理について」 山田 友紀子 独立行政法人食品総合研究所国際食品研究官 「農薬の適正使用について」 田雑 征治 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐	北海道 210名
14	8月4日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京) ー日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会ー 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯」 吉川 泰弘 プリオン専門調査会座長 「『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(今までの議論を踏まえたたたき台)』について」 金子 清俊 プリオン専門調査会座長代理	東京都 220名
15	8月6日	食品に関するリスクコミュニケーション (リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会) 「食品の安全性確保のための体制と取組について(仮)」 寺尾 允男 内閣府食品安全委員会委員 「『健康食品』の賢い選び方」 梅垣 敬三 独立行政法人国立健康・栄養研究所健康影響評価研究室長	愛媛県 184名
16	8月18日	食品に関するリスクコミュニケーション (牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会) 「BSE(牛海綿状脳症)と、その食へのリスクについて」 金子 清俊 国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長 「牛のBSE予防対策について」 栗本 まさ子 農林水産省消費・安全局衛生管理課長 「牛肉の安全対策について」 南 俊作 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長	東京都 306名
17	8月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪) ー日本の牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会ー 「『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(今までの議論を踏まえたたたき台)』について」 金子 清俊 食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理	大阪府 273名
18	8月27日	食品安全フォーラムin とち 「食の安全性を巡る現状と取組について」 見上 彪 食品安全委員会委員	北海道 100名
19	9月 1日	食品に関するリスクコミュニケーション (牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会) 「BSE(牛海綿状脳症)と、その食へのリスクについて」 佐多 徹太郎 国立感染症研究所感染病理部長 ・牛海綿状脳症(BSE)対策の現状について (1)牛のBSE予防対策について 釘田 博文 農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長 (2)牛肉の安全対策について 蟹江 誠 医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官	熊本県 240名

20	9月 3日	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会） 牛海綿状脳症(BSE)と、その食へのリスクについて 堀内 基広 北海道大学大学院獣医学研究科プリオン病学講座教授 ・牛海綿状脳症(BSE)対策の現状について (1)牛のBSE予防対策について 境 政人 農林水産省消費・安全局衛生管理課案事・飼料安全室長 (2)牛肉の安全対策について 蟹江 誠 厚生労働省食品安全部監視安全課BSE対策専門官	北海道 175名
21	9月 7日	食品に関するリスクコミュニケーション (リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会) 食品の安全性確保のための体制と取組について 小泉 直子 食品安全委員会委員 「健康食品」の賢い使い方 田中 平三 独立行政法人 国立健康・栄養研究所理事長	岩手県 108名
22	9月16日 ※18:00－20:30	食品に関するリスクコミュニケーション ー日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会ー 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策についてー中間とりまとめー』などについて」 吉川 泰弘 食品安全委員会プリオン専門調査会座長	東京都 240名
23	9月17日	食品に関するリスクコミュニケーション (水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項の見直しについての意見交換会) 魚類等に含まれるメチル水銀の健康影響について ー魚食のメリットとデメリットー 佐藤 洋 東北大学大学院医学系研究科教授 水銀を含有する魚介類等の摂食に関する妊婦等への注意事項の見直しについて 近藤 卓也 厚生労働省食品安全部基準審査課食品規格専門官	東京都 143名
24	9月18日 ※土曜日に開催	食品に関するリスクコミュニケーション ー日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会ー 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策についてー中間とりまとめー』などについて」 金子 清俊 食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理	大阪府 107名
25	9月21日	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会） 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策についてー中間とりまとめー 村上 貴久 食品安全委員会事務局評価課長 BSE根絶のため飼料規制について 栗本 まさ子 農林水産省消費・安全局衛生管理課長 国産牛肉のBSE対策 南 俊作 厚生労働省食品安全部監視安全課長	東京都 238名
26	9月22日	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会） 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ー中間とりまとめー 金子 清俊 食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理 BSE根絶のため飼料規制について 釘田 博文 農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長 国産牛肉のBSE対策 蟹江 誠 医薬食品局食品安全部監視安全課BSE対策専門官	兵庫県 174名
27	9月23日 ※祝日に開催	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会） 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ー中間とりまとめー 梅田 浩史 食品安全委員会事務局評価課課長補佐 BSE根絶のための飼料規制について 釘田 博文 農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長 国産牛肉のBSE対策 桑崎 俊昭 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長	北海道 119名

28	9月24日	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会）	熊本県
		日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－ 梅田 浩史 食品安全委員会事務局評価課課長補佐 BSE根絶のため飼料規制について 境 政人 農林水産省消費・安全局衛生管理課兼事・飼料安全室長 国産牛肉のBSE対策 南 俊作 医薬食品局食品安全部監視安全課長	223名
29	9月27日	食品に関するリスクコミュニケーション －日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会－	愛知県
		「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－』などについて」 山内 一也 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員	59名
30	9月28日	食品に関するリスクコミュニケーション －日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会－	岡山県
		「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－』などについて」 金子 清俊 食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理	55名
31	9月29日	食品に関するリスクコミュニケーション ～農業のリスクアナリシス(リスク分析)に関する意見交換会～ 「食品のリスクアナリシス～農業を例として～」 関澤 純 徳島大学総合科学部教授	石川県
		※引き続き牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会> BSE根絶のため飼料規制について 姫田 尚 農林水産省消費・安全局消費者情報官 国産牛肉のBSE対策 坂梨 栄二 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課係長	145名
32	9月30日	食品に関するリスクコミュニケーション (リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会) ※引き続き牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会を開催 食品の安全性確保のための体制と取組について 一色 賢司 食品安全委員会事務局次長	宮城県
		「健康食品」の賢い選び方 梅垣 敬三 独立行政法人国立健康・栄養研究所健康影響評価研究室長 産地における農産物の安全対策状況－農薬の使用記録、検査結果の情報収集方策について－ 安齋 明修 JA宮城中央会営農農政部次長 HACCP承認施設の安全性確保のための取組 安藤 鉄男 (株)伊藤ハムデイリー東北工場品質管理室長 食品の安全性確保のための取組 管野 富士雄 仙台市健康福祉局保健衛生部食品監視センター所長 <BSEに関する意見交換会> ・BSE根絶のための飼料規制について 姫田 尚 農林水産省消費・安全局消費者情報官 ・国産牛肉のBSE対策について 松本 義幸 厚生労働省大臣官房参事官	188名

33	10月5日	食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会） 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－』などについて」 富澤 一郎 食品安全委員会事務局評価課評価調整官 BSE根絶のための飼料規制について 境 政人 農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長 国産牛肉のBSE対策 松本 義幸 厚生労働省大臣官房参事官	愛知県 113名
34	10月6日	食品に関するリスクコミュニケーション －日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会－ 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－』などについて」 吉川 泰弘 食品安全委員会プリオン専門調査会座長	福岡県 89名
35	10月8日	食品に関するリスクコミュニケーション －日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会－ 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について－中間とりまとめ－』などについて」 山本 茂貴 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員	北海道 93名
36	10月13日	食品に関するリスクコミュニケーション (リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会) 食の安全性をめぐる現状と取組について 小泉 直子 食品安全委員会委員 「健康食品」の賢い選び方(13:50～14:30) 山田 和彦 独立行政法人 国立健康・栄養研究所食品表示分析・規格研究部長	沖縄県 131名
37	10月15日	高病原性鳥インフルエンザに関する意見交換会 「高病原性鳥インフルエンザに関するリスク管理について」 栗本 まさ子 農林水産省消費・安全局衛生管理課長	東京都 175名
38	10月19日	食品に関するリスクコミュニケーション(英国におけるBSE対策の変遷とリスクコミュニケーション) 紹介と導入 山内 一也 食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 「英国におけるBSE対策の変遷とリスクコミュニケーション; 30ヶ月齢ルールへの移行に関する消費者の反応について」 レイ・ブラッドレー BSEコンサルタント、元英獣医学研究所病理部長	東京都 111名
39	10月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会) 農薬取締法の概要について 横田 敏恭 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 農薬のリスクと安全性評価について 寺本 昭二 財団法人残留農薬研究所常務理事 農薬による環境影響等について 本山 直樹 千葉大学園芸学部教授	兵庫県 100名
40	10月27日	食の安全・安心フォーラムinちば 「食の安全性をめぐる現状と取組みについて～BSE対策の検証から～」 見上 彪 食品安全委員会委員 「食の安全・安心の確保について」 中山 直子 農林水産省消費・安全局消費者情報官補佐	千葉県 301名

41	10月29日	食品に関するリスクコミュニケーション(栄養と健康に関する意見交換会)	愛知県
		「栄養面からみた健康への利益とリスク」 安本 教 椋山女学園大学大学院生活科学研究科 「魚食と健康」 江口 静也 農林水産省消費・安全局衛生管理課魚類安全室課長補佐	183名
42	10月29日	食品に関するリスクコミュニケーション(BSE—そのリスクと対策を改めて考える)	東京都
		「BSEの最新情報—わかっていること／わかっていないこと」 ダニー・マシューズ 英獣医学研究所 TSE研究プログラム管理官 「ヨーロッパにおけるBSE対策の変遷とリスクコミュニケーション」 ダグマー・ハイム スイス獣医局TSE調整官 「消費者に対するBSEのリスク」 スチュアート・マクダイアミド ニュージーランド食品基準庁主席アドバイザー	153名
43	11月24日	食品に関するリスクコミュニケーション(リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品、牛海綿状脳症(BSE)対策についての意見交換会)	岡山県
		食の安全性をめぐる現状と取組について 寺尾 允男 食品安全委員会委員 「健康食品」の賢い選び方 梅垣 敬三 独立行政法人国立健康・栄養研究所健康影響評価研究室長 「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について—中間とりまとめ—』などについて」 寺尾 允男 食品安全委員会委員 BSE国内対策の見直し「食品安全委員会への諮問の考え方」 松本 義幸 厚生労働省大臣官房参事官 BSE根絶のための飼料規制について「食品安全委員会への諮問の考え方について」 境 政人 農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長	132名
44	12月3日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全性確保に関する意見交換会)	神奈川県
		輸入食品監視の現状 吉田 哲彦 横浜検疫所長 輸入食品監視指導計画(案) 桑崎 俊昭 厚生労働省食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 輸入冷凍野菜の農業管理の事例(民間の取組例について) 山本 宏樹 輸入冷凍野菜品質安全協議会 食品中の化学物質に関わる安全性について 西島 基弘 実践女子大学教授	195名
45	12月7日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)～BSEの最新知見を学ぶ～	東京都
		紹介と導入 金子 清俊 食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理 BSEと合成プリオン スタンリー・プルシナー カリフォルニア大学サンフランシスコ校医学部教授	199名
46	12月8日	食品に関するリスクコミュニケーション—日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会—	宮城県
		「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について—中間とりまとめ—』などについて」 見上 彪 食品安全委員会委員 BSE国内対策の見直し「食品安全委員会への諮問の考え方」 松本 義幸 厚生労働省大臣官房参事官 BSE根絶のための飼料規制について「食品安全委員会への諮問の考え方について」 濱本 修一 農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室飼料安全管理官	129名

47	12月16日	食品に関するリスクコミュニケーション(アクリルアミドに関する意見交換会)	東京都
		「アクリルアミドに関する国内外の取組み状況について」 坂井 真樹 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長	119名
48	2月9日	食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会)	宮城県
		「農薬取締法の概要について」 横田 敏恭 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 「農薬のリスクと安全性評価について」 寺本 昭二 財団法人残留農薬研究所常務理事 「農薬に関する環境影響等について」 本山 直樹 千葉大学園芸学部教授	129名
49	2月10日	食品に関するリスクコミュニケーション(食品中の化学物質の安全性に関する意見交換会)	岡山県
		「化学物質の国際的なリスク管理について」 朝倉 健司 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官 「農薬の適正使用について」 小峯 喜美夫 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室生産安全専門官	120名
50	2月18日	食品に関するリスクコミュニケーション(食品のリスクアナリシス(リスク分析)に関する意見交換会)	鹿児島県
		「食品の安全性に係わるリスクアナリシスー国際的な残留農薬のリスクアナリシスー」 山田 友紀子 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長	199名
51	2月23日	食品に関するリスクコミュニケーション(リスク分析の概念を踏まえた食品行政の取組や消費者の方々との食品の安全・安心を確保するために何をすべきかについての意見交換会)	山形県
		「食品の安全・安心を確保するための取組について」 小泉 直子 食品安全委員会委員 「食品の安全・安心を確保するための規格基準について(残留農薬等)」 広瀬 誠 厚生労働省企画情報課課長補佐	194名
52	3月8日	食品に関するリスクコミュニケーション(リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会)	富山県
		「食品の安全性確保のための体制と取組について」 寺田 雅昭 食品安全委員会委員長 「『健康食品』の賢い選び方」 田中 平三 独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長	150名
53	3月10日	食品に関するリスクコミュニケーションーOIEの役割とBSEの国際基準ー	東京都
		「OIEの役割とBSEの国際基準」 ベルナール・ヴァラ 国際獣疫事務局長	125名
54	3月14日	食品に関するリスクコミュニケーション(食品に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会)	大阪府
		「食品に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組」 宮川 昭二 厚生労働省食品安全部基準審査課課長補佐	160名
55	3月17日	植物防疫に関する意見交換会	東京都
		「植物防疫ってなあに？～現状とその課題～」 福田 豊治 農林水産省消費・安全局植物防疫課長	125名

資料6 地方公共団体等との連携による意見交換会等(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

No.	開催日	会議名 講演テーマ・講演者	開催地 参加人数	共催者
1	6月21日	京都バイオ産業フォーラム「食品の安全とバイオ」 「安全な食品と危険な食品」 唐木 英明 東京大学名誉教授 「食品安全のこれから」 一色 賢司 食品安全委員会事務局次長 「食品安全の実際」 森田 邦雄 (財)日本冷凍食品検査協会常勤顧問 「食の安全を確保するために望むこと」 伊藤 潤子 コープこうべ理事	京都府 117名	京都市
2	7月23日	食の安全・安心シンポジウムinとやま 「食品の安全性確保の仕組みと取組みについて」 見上 彪 食品安全委員会委員	富山県 270名	富山県
3	8月27日	食品安全フォーラムin とかち (表4から再掲) 「食の安全性を巡る現状と取組みについて」 見上 彪 食品安全委員会委員	北海道 100名	北海道 厚生労働省 農林水産省
4	10月27日	食の安全・安心フォーラムinちば (表4から再掲) 「食の安全性をめぐる現状と取組みについて～BSE対策の検証から～」 見上 彪 食品安全委員会委員 「食の安全・安心の確保について」 中山 直子 農林水産省消費・安全局消費者情報官補佐	千葉県 301名	千葉県 厚生労働省 関東農政局
5	11月29日	食の安全・安心シンポジウム 「「食品のリスクについて」 ～なぜ食品の不安に敏感なのか～」 唐木 英明 東京大学名誉教授 (リスクコミュニケーション専門調査会専門委員)	岐阜県 220名	岐阜県
6	1月26日	食の安全・安心パネルディスカッション 「食品安全委員会の役割とリスク分析について～BSE及び高病原性鳥インフルエンザ対策について～」 本間 清一 食品安全委員会委員	静岡県 約400名	静岡市
7	1月31日	食の安全シンポジウム 「食の安全と安心 今とこれから」 日和佐 信子 雪印乳業株式会社社外取締役	和歌山県 約360名	和歌山県
8	1月31日	とちぎ食品安全フォーラム 「食の「安全」と「安心」～なぜ「不安」なのか～」 唐木 英明 東京大学名誉教授 (リスクコミュニケーション専門調査会専門委員)	栃木県 約240名	栃木県
9	2月8日	食の安全・安心に関するセミナー 「食品安全委員会の役割とリスク分析について」 本間 清一 食品安全委員会委員	北海道 70名	農畜産業 振興事業団
10	2月8日	食の安全・安心に関するセミナー 「身近な食品の安全性について」 寺尾 允男 食品安全委員会委員長代理	兵庫県 110名	農畜産業 振興事業団
11	2月15日	食の安全・安心に関するセミナー 「身近な食品の安全性と高病原性鳥インフルエンザについて」 見上 彪 食品安全委員会委員	沖縄県 50名	農畜産業 振興事業団

資料 7 外国政府機関及び国際機関等への訪問、国際会議等への出席

(1) 各国政府関及び国際機関等の訪問

① 訪問先：英国・ドイツ（寺田委員長ほか）

英国：食品基準庁（F S A）、環境・食料・農村地域省（D E F R A）

ドイツ：連邦リスク評価研究所（B f R）

日 時：平成16年4月25日～5月1日

目 的：情報交換・協力体制の構築、食品安全行政に関する意見交換

② 訪問先：ケニア（本間委員ほか）

ケニア保健省、コーヒー農場等

日 時：平成16年6月19日～27日

目 的：食品安全行政に関する意見交換及び現地視察

③ 訪問先：ベルギー及びフランス（事務局）

ベルギー：欧州食品安全機関（E F S A）

フランス：仏食品衛生基準庁（A F S S A）

日 時：平成17年1月16日～20日

目 的：E Uにおける地理学的B S Eリスク評価の手法に関する意見交換及びフランスにおけるB S Eサーベイランスの現状調査

(2) 国際会議等への出席

① コーデックス部会

残留農薬部会（インド） 平成16年4月18日～26日 事務局

動物用飼料T F会合（デンマーク） 平成16年5月16日～23日
事務局

J E C F A専門家会合（スイス） 平成16年6月7日～19日
専門委員

J M P R専門家会合（イタリア） 平成16年9月19日～10月1日
専門委員

残留動物用医薬品部会（米国） 平成16年10月25日～31日
事務局

栄養・特殊用途食品部会（ドイツ）

平成16年10月31日～11月7日 事務局

J E C F A専門家会合（イタリア） 平成16年2月8日～19日
専門委員

分析及びサンプリング手法部会（ハンガリー）

平成17年4月3日～10日 事務局

一般原則部会（フランス） 平成17年4月10日～17日 事務局

② OECD

農薬WG会合（アイルランド）

平成16年6月23日～27日 事務局

新規食品・飼料TF会合（フランス）

平成16年10月10日～15日 専門委員、事務局

農薬作業部会（フランス）

平成16年11月15日～20日 事務局

残留農薬評価WG会合（米国） 平成17年1月30日～2月4日

専門委員、事務局

③ その他

国際獣疫事務局（OIE）総会（フランス）

平成16年5月22日～30日 事務局

日米BSEに関するWG会合（米国）

平成16年6月27日～7月2日 事務局

リスク分析学会部会（デンマーク） 平成16年9月27日～10月1日
事務局

日米BSE専門家会合（米国） 平成16年10月3日～7日 事務局
FAO/WHOグローバルフォーラム（タイ）

平成16年10月11日～15日 事務局

アジア獣医連盟合同会議（韓国） 平成16年10月24日～28日
事務局

日米・日加BSEに関するWG会合（米国・カナダ）

平成16年11月28日～12月5日 事務局

リスク分析学会年次会合（米国） 平成16年12月5日～10日
専門委員、事務局

TSEワークショップ会合（米国） 平成17年2月13日～17日
事務局

日米安全・安心に資する科学技術に関するワークショップ会合（米国）
平成17年3月10日～14日 事務局

国際獣疫事務局アドホック会合（フランス）

平成17年3月16日～20日 見上委員

BSEサーベイランス評価モデルに関するワークショップ

（ニュー・ジーランド） 平成17年3月19日～25日 事務局

日加リスクミワークショップ会合（カナダ）

平成17年3月22日～26日 専門委員、事務局

【参考資料】

平成 17 年度食品安全委員会運営計画

(平成 17 年 3 月 31 日食品安全委員会決定)

第 1 平成 17 年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成 17 年度においては、特に、
 - ・ 委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する
 - ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る
 - ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める
 - ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する
 - ・ 食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めることとする。

第 2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、平成 17 年度中に以下のとおり 6 回開催する。

- ・ 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日委員会決定）のフォローアップ、平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平

成17年5～6月ごろ)

- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（平成18年1月ごろ）
- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年3月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・ 平成17年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成18年3月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

食中毒に関する個別の緊急時対応マニュアルの策定後、おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討を行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

2 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成18年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成17年5～6月ごろ）

平成16年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成18年度食品安全委員会運営計画の作成（平成18年2～3月ごろ）

平成18年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。

特に、平成16年12月に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に係る評価ガイドラインについて、17年度中を目途に策定する。

また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」について、計画的に策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始する食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等をおおむね6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

平成16年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、17年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等につ

いては、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度中を目途に食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した上で、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成17年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、17年9月ごろ及び18年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、17年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

この意見交換会においては、引き続きBSE等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。

2 全国食品安全連絡会議の開催（平成17年9月ごろ）

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

3 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成17年6月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

4 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行に努めるとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、BSE等国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

第5 緊急の事態への対処

1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定（平成17年4月中）

基本的事項に基づき、既に策定された「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）を踏まえた危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処

の在り方等を定める食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

2 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）の策定（同年4月中）

食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定に伴い、食中毒による緊急事態等が発生した場合における委員会の対処の手順等について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会において食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）を策定し、公表する。

3 他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討・策定

食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定後、基本的事項に基づき、緊急事態等の発生の原因となり得る食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの策定について検討する。

具体的には、緊急時対応専門調査会をおおむね1～2ヶ月ごとに開催し、同専門調査会において、個別の緊急時対応マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、当該危害要因ごとに個別の緊急時対応マニュアルの検討を行い、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 関係各省等との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの報告等のデータベース化

委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムとして、平成16年度から18年度までの3年間で、順次、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。

平成17年度においては、以下のスケジュールにより、

- ・ 関係機関相互の連携により、食品の安全性の確保に関する情報を迅速かつ効率的に交換・共有するためのシステム（共有情報システム）
- ・ 食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を蓄積・整理するモニター情報等データベースを構築する。

① 共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る仕様書の作成（平成17年5月ごろ）

② 共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る契約手続（同年6月ごろ）

③ 共有情報システム及びモニター情報等データベースの構築（同年7～12月ごろ）

④ 共有情報システム及びモニター情報等データベースの運用開始（平成18年2月ごろ）

2 国際会議等への参加

コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。

また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成17年6月ごろまでに、17年度に実施すべき調査課題を選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。

- ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査
- ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集
- ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査
- ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積
- ⑤ 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査